

第ホー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット	作動
組立施設	第2加工棟	第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
			組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1)	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
			組立機 No.1	組立定盤部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			組立機 No.1	スウェーijing部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			組立機 No.2	組立定盤部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			組立機 No.2	スウェーijing部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			燃料集合体取扱機 No.1	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②	①②	②	①②	—
			堅型定盤 No.1	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②④	①②	②	①②	—
			燃料集合体外観検査装置 No.1	—	改造	①②④⑤⑥	①	①②	①②④	①②	②	①②	—
			立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(D)部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
			立会検査定盤 No.1	石定盤部	変更なし	①③④	①	①	①	①	①	①②	—
	立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(E)部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—		
	第2-1組立室 第2集合体保管 室	2 ton 天井クレーン No.1	—	変更なし	①④⑤⑥	①	①	①③	①	②	—	①②	
	第2梱包室 第2集合体保管 室	2.8 ton 天井クレーン	—	変更なし	①④⑤⑥	①	①	①③	①	②	—	①②	
第2-1組立室 第2-1燃料棒 検査室 第2燃料棒保管 室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保 管室	燃料棒運搬台車 No.1	—	変更なし	①③④	①	①	—	①	—	—	—		

丸数字は、「第ホー2表 検査の方法」の検査の方法に対応する。

第ホー2表 検査の方法 (1/2)

検査の項目	検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
	②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
	③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
	④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
	⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
	⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第ホー2表 検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②体数制限を行う設備の燃料集合体取扱数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②当該箇所の取り扱う燃料集合体数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm以上であること。
		②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設)(改造)	②総立体角が許容立体角以下であること。
作動検査	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

目 次

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法
7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表へー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する設備及び機器に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令

- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表へー2 P 設ー2-1～表へー2 P 設ー1 2-1に、関係図面を図へー2 P 設ー1～図へー2 P 設ー1 2-1に示す。

ここで、表へー2 P 設ー2-1～表へー2 P 設ー1 2-1において、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様
- [5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様
- [99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様


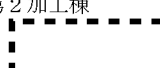
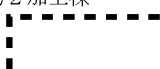
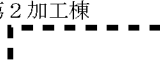
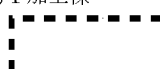
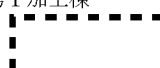


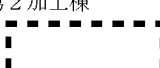
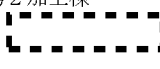
また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2 参考資料1に示す。


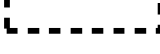
表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
<設備・機器>					
第2加工棟	ペレットスクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックF型	{5036} スクラップ保管ラックF型 No.2-1 —	スクラップ保管ラックF型 スクラップ保管ラックF型 No.2-1	1台	改造 火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟	粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックD型	{5037} スクラップ保管ラックD型 No.2-1 —	スクラップ保管ラックD型 スクラップ保管ラックD型 No.2-1	1台	改造 火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟	粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックE型	{5038} スクラップ保管ラックE型 No.2-1 —	スクラップ保管ラックE型 スクラップ保管ラックE型 No.2-1	1台	改造 火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟	ペレット一時保管設備 ペレット保管ラックD型	{5039} ペレット保管ラックD型 No.2-1 —	ペレット保管ラックD型 No.2-1 —	1台	改造 火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟	搬送設備（ペレット） ペレット搬送設備No.3	{5042} ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（ペレット） ペレット搬送設備No.3	{5043} ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1	ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1 走行レールNo.1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（ペレット） ペレット搬送設備No.3	{5044} ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2	ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.2 走行レールNo.2	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（ペレット） ペレット搬送設備No.4	{5045} ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	1台	改造 耐震補強を行う。
第2加工棟	搬送設備（ペレット） ペレット搬送設備No.4	{5046} ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（ペレット） ペレット保管ラックE型リフター	{5048} ペレット保管ラックE型リフター —	ペレット保管ラックE型リフター	1台	改造 高さ制限棒を追加する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストップを追加する。
第2加工棟	燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域	{5056} 第2-2燃料集合体保管区域 —	第2-2燃料集合体保管設備 第2-2燃料集合体保管区域	1	変更なし

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構 築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-3燃料 集合体保管区 域	{5057} 第2-3燃料集合体保管区域 —	第2-3燃料集合体保管設 備 第2-3燃料集合体保管 区域	1	変 更 な し	
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-1燃料 集合体保管区 域	{5058} 第2-1燃料集合体保管区域 —	第2-1燃料集合体保管設 備 第2-1燃料集合体保管 区域	1	改 造	集合体輸送容器の 固定措置に必要な 治具を固定するた め、床にめねじア ンカーボルトを追 加する。
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-4燃料 集合体保管区 域	{5059} 第2-4燃料集合体保管区域 —	第2-4燃料集合体保管設 備 第2-4燃料集合体保管 区域	1	改 造	集合体輸送容器の 固定措置に必要な 治具を固定するた め、床にめねじア ンカーボルトを追 加する。
第2加工棟 	搬送設備 天井クレーン	{5060} 5 ton 天井クレーン —	搬送設備 5t クレーン	1 台	変 更 な し	
第1加工棟  第2加工棟 第2粉末受入室	粉末輸送容器 —	{5006} 粉末輸送容器 —	—	1 式	変 更 な し	
第1加工棟  第2加工棟 	ペレット輸送容器 —	{5007} ペレット輸送容器 —	—	1 式	変 更 な し	
第1加工棟  第2加工棟 	集合体輸送容器 —	{5008} 集合体輸送容器 —	—	1 式	変 更 な し	
第2加工棟 	分析試料貯蔵設備 試料保管棚	{5061} 分析試料保管棚 —	—	1 台	新 設	

表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 	開発試料貯蔵設備 試料保管棚	{5062} 開発試料保管棚 —	試料開発燃料貯蔵設備 試料保管棚	1台	改造 竜巻対策のため、 開発試料保管棚を 防護壁内に新たに 設置し、既設の試 料保管棚を撤去す る。 耐震補強を行う。 分析試料保管棚の 新設に伴う最大貯 蔵能力の増分を相 殺するよう、開発 試料保管棚の最大 貯蔵能力を変更す る。
以下、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの					
<建物・構築物>					
第1加工棟	第1加工棟	{1001} 第1加工棟 —	第1加工棟 —	1	改造 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 ②第1-2資材保管室の撤去 ③鉄骨補強 ④杭・基礎の追加 ⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去 ⑥外部扉の改造、外部シャッタの鋼製扉への改造 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 ⑧防火区画の新設及び改造 ⑨屋根への梯子の追加設置 ⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造 ⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更
<設備・機器>					
第2加工棟 	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5011} 輸送容器搬送コンベアNo. 1-1 —	搬出入装置No. 1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1	1台	変更なし

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構 築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5012} 輸送容器搬送コンベアNo.1-2 —	搬出入装置No.1 輸送容器搬送コンベア No.1-2	1台	改造 耐震補強のため、一部のアンカーボルトの撤去、壁面支持トラス及びアンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5015} 粉末缶移載装置No.1-1 —	搬出入装置No.1 粉末缶移載装置No.1-1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5016} 粉末缶移載装置No.1-2 —	搬出入装置No.1 粉末缶移載装置No.1-2	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶搬送コンベア	{5019} 粉末缶搬送コンベアNo.1 —	搬出入装置No.1 粉末缶搬送コンベアNo.1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5013} 輸送容器搬送コンベアNo.2-1 —	搬出入装置No.2 輸送容器搬送コンベア No.2-1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5014} 輸送容器搬送コンベアNo.2-2 —	搬出入装置No.2 輸送容器搬送コンベア No.2-2	1台	改造 耐震補強のため、一部のアンカーボルトの撤去、壁面支持トラス及びアンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5017} 粉末缶移載装置No.2-1 —	搬出入装置No.2 粉末缶移載装置No.2-1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5018} 粉末缶移載装置No.2-2 —	搬出入装置No.2 粉末缶移載装置No.2-2	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶搬送コンベア	{5020} 粉末缶搬送コンベアNo.2 —	搬出入装置No.2 粉末缶搬送コンベアNo.2	1台	変更なし
第2加工棟	原料貯蔵設備 原料保管設備D型	{5030} 原料保管設備D型No.1 —	原料保管設備D型No.1 —	1台	改造 耐震補強のため、トラス及び接合ボルトの変更、床面支持トラス及びアンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟	粉末保管パレット —	{5030-2} 粉末保管パレット —	粉末保管パレット —	1式	変更なし (第1次申請において{5030}原料保管設備D型No.1、{5031}原料保管設備E型No.1に含めて適合性確認を受けたもの)

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 	粉末保管容器 中性子吸収板	{5002} 保管容器F型（中性子吸収板 I型内蔵型） —	保管容器F型 — 粉末・ペレット貯蔵容器I 型 中性子吸収板I型	1800 個	変更なし
第2加工棟 	ペレット貯蔵設備 ペレット保管 ラックB型	{5040} ペレット保管ラックB型No.1 —	ペレット保管ラックB型 No.1 —	1台	改造 耐震補強のため、 トラス及び接合ボ ルトの変更、並び に床面支持トラス 及びアンカーボ ルトの追加を行う。
第2加工棟 	ペレット保管パレ ット —	{5040-2} ペレット保管パレット —	ペレット保管パレット —	1式	変更なし (第1次申請にお いて{5040}ペレ ット保管ラックB 型No.1に含めて適 合性確認を受けた もの)
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備No.3	{5041} ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッククレー ン	ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッククレー ン	1台	変更なし


表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構 築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟  第1加工棟 	ペレット保管容器 —	{5004} 保管容器G型 —	保管容器G型 —	2438 個	変 更 な し
第2加工棟 	ペレット貯蔵設備 ペレット保管 ラックE型	{5047} ペレット保管ラックE型 No. 2-1 —	ペレット保管ラックE型 ペレット保管ラックE型 No. 2-1	1台	改 造 耐震補強のため、 柱の変更及び追 加、トラスの変 更及び追加、並 びにアンカーボ ルトの追加を行 う。 火災対策のため、 扉を不燃性・難 燃性材料に変更 する。
第2加工棟 	燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラ ックB型	{5049} 燃料棒保管ラックB型 No. 1 —	燃料棒保管ラックB型 燃料棒保管ラックB型 No. 1	1台	改 造 耐震補強のため、 一部アンカーボ ルトの撤去並び に壁面支持はり 及びアンカーボ ルトの追加を行 う。 火災対策のため、 防塵カバーを不 燃性材料に変更 する。
第2加工棟 	燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラ ックB型	{5050} 燃料棒保管ラックB型 No. 2 —	燃料棒保管ラックB型 燃料棒保管ラックB型 No. 2	1台	改 造 耐震補強のため、 壁面支持はり及 びアンカーボ ルトの追加を行 う。 火災対策のため、 防塵カバーを不 燃性材料に変更 する。
第2加工棟 	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設 備No. 7	{5052} 燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタックレーン	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタックレーン	1台	改 造 耐震補強のため、 レール及びアン カーボルトを変 更する。

表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容





設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.7	{5051} 燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア	1台	変更なし	
第2加工棟	燃料棒保管容器 —	{5005} 保管容器H型 —	保管容器H型 —	718個	変更なし	
第1加工棟	輸送物保管区域 第1-1輸送物保管区域	{5009} 第1-1輸送物保管区域 —	—	1	新設	輸送物の保管に限定する第1-1輸送物保管区域を新設する。
第2加工棟	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型	{5053} 燃料集合体保管ラックC型No.1 —	燃料集合体保管ラックC型No.1 燃料集合体保管用缶C型 燃料集合体保管用缶架台	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去、アンカーボルトの追加、部材の撤去、部材の追加を行う。
第2加工棟	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型	{5054} 燃料集合体保管ラックC型No.2 —	燃料集合体保管ラックC型 燃料集合体保管ラックC型No.2	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去、アンカーボルトの追加、部材の撤去、部材の追加を行う。
第2加工棟	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックD型	{5055} 燃料集合体保管ラックD型No.1 —	燃料集合体保管ラックD型 燃料集合体保管ラックD型No.1	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去、アンカーボルトの追加、部材の撤去、部材の追加を行う。
第2加工棟	燃料集合体一時保管設備 燃料集合体保管ラックE型	{5063} 燃料集合体保管ラックE型No.1 —	燃料集合体保管ラックE型 燃料集合体保管ラックE型No.1	1台	撤去	
第2加工棟	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2	{5067} 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2	2台	撤去	
第2加工棟	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2	{5067-2} 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器	試験開発設備 試料保管容器	50個	撤去	
第1加工棟	第1-1貯蔵容器保管設備 —	{5064} 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	1	撤去	(構成機器である鋼製パレット、ストップ、アンカーボルトを含む。)
第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	{5066} 粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	粉末・ペレット貯蔵容器I型 粉末・ペレット貯蔵容器I型	480個	撤去	粉末・ペレット貯蔵容器I型480個を撤去する。

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容


設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物 又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1加工棟 	第1-1燃料集合体保管設備 —	{5065} 第1-1燃料集合体保管設備 —	第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域	1	撤去 (構成機器である ストッパ、アンカー ボルトを含む。)

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。



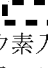
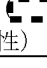
表へー 2 P 設- 2-1 スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレットスクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラック F 型
設備・機器名称 機器名	[5036] スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	保管容器 G 型
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(35)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離: 10 cm 以上 棚収納部高さ: 9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦: 27.5 cm 以下 横: 27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt% 以上) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設- 1 (3 1) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

表へー 2 P 設- 2 - 1 スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 仕様




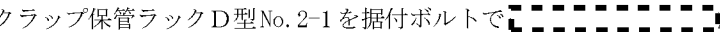
技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 2 - 1、図ハ- 2 P 設- 1	

表へー 2 P 設- 2 - 1 (別表 1) スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 材料一覧

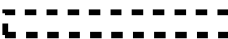

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼  ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 中性子吸収板 扉	鋼  ホウ素入りステンレス鋼 ステンレス鋼  、ポリカーボネート (難燃性)

*  以上の強度を有する材料





表へー 2 P 設- 3- 1 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラック D 型
設備・機器名称 機器名	{5037} スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	保管容器 F 型
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(36)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 粉末保管容器の面間距離: 30.5 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設- 1 (3 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 を据付ボルトで  架台に固定する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

表へー 2 P 設- 3 - 1 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 仕様





技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 F 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
		[10. 1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型（パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造）に収納して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  架台上に設置するため、没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 3 - 1、図ハ- 2 P 設- 1	

表へー 2 P 設ー 3 - 1 (別表 1) スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 材料一覧


部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼  ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト 扉	鋼  ステンレス鋼  、ポリカーボ ネート (難燃性)

* 以上の強度を有する材料





表へー 2 P 設- 4- 1 スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラック E 型
設備・機器名称 機器名	{5038} スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	保管容器 F 型
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(37)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の面間距離: 10 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設- 1 (3 3) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 	
津波による損傷の防止	—	

表へー 2 P 設- 4 - 1 スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 仕様





技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 F 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
		[10. 1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型（パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造）に収納して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 4 - 1、図へー 2 P 設- 1	

表へー 2 P 設ー 4ー 1 (別表 1) スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 材料一覧


部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼  ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 中性子吸収板 扉	鋼  ホウ素入りステンレス鋼 ステンレス鋼  、ポリカーボ ネート (難燃性)

* 以上の強度を有する材料



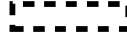

表へー 2 P 設ー 5 - 1 ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット一時保管設備 ペレット保管ラック D 型
設備・機器名称 機器名	[5039] ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	保管容器 G 型
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 2 領域の単一ユニット (No. 2-2(48)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離: 10 cm 以上 棚収納部高さ: 9.5 cm 以下 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) 縦: 27.5 cm 以下 横: 27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設ー 1 (5 6) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 </p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—


表へー 2 P 設ー 5 - 1 ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設ー 1、図へー 2 P 設ー 5 - 1、図ハー 2 P 設ー 1	



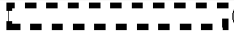

表へー 2 P 設ー 5 - 1 (別表 1) ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼  ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 中性子吸収板 扉	鋼  ホウ素入りステンレス鋼 ステンレス鋼  、ポリカーボネート (難燃性)

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設 - 6 - 1 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	[5042] ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台車走行式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールをアンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。


表へー 2 P 設 - 6 - 1 ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位7.6cmに対して、10cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.6cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
	添付図	図へー 2 P 設 - 1、図へー 2 P 設 - 6 - 1





(1) 第2-3領域では、1つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー2 P設-6-1 (別表1) ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (台車) はり (台車) 柱 (レール架台) はり (レール架台)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	走行レール アンカーボルト ストッパ ストッパ (車止め)	鋼 鋼 金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 6 - 2 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{5043} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	自走型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) —(1)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールをアンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ガイドを設ける。また、耐震重要度分類に応じた水平震度に対し転倒しないよう、転倒防止構造を設ける。


表へー 2 P 設- 6 - 2 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
	添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 6 - 2




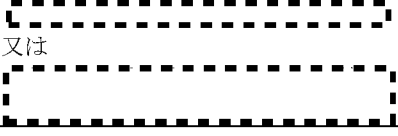

(1) 第 2 - 3 領域では、1 つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー2P設-6-2 (別表1) ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (台車) はり (台車) 走行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ (車止め) ガイド1 ガイド2 ガイド3 転倒防止構造	鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 鋼

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設ー 6 - 3 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{5044} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	自走型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールをアンカーボルトで床面に固定する。  又は 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストoppとガイドを設ける。また、耐震重要度分類に応じた水平震度に対し転倒しないよう、転倒防止構造を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

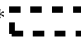
表へー 2 P 設- 6 - 3 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 6 - 3






(1) 第 2 - 3 領域では、1 つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー 2 P 設－ 6 － 3 (別表 1) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2
材料一覧


部位	部位名	材料
強度部材	柱 (台車) はり (台車) 走行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ (車止め) ストッパ ストッパの取付ボルト ガイド 1 ガイド 1 の取付ボルト ガイド 2 ガイド 2 の取付ボルト 転倒防止構造	鋼 金属製 鋼 鋼 ステンレス鋼 鋼 鋼 鋼 鋼

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設－ 7－ 1 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 4
設備・機器名称 機器名	{5045} ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	昇降式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (昇降部) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) 及び第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) ⁽¹⁾ 第 2－4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ－ 2 P 設－ 1 (8) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。	

表へー 2 P 設 - 7 - 1 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	<p>[16. 1-F1] 保管容器 G 型 4 個を積載したペレット保管パレット 1 個を搬送する能力を有する。</p> <p>[16. 1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力：</p>	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	


表へー2 P設-7-1 ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター 仕様

その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
添付図	図へー2 P設-1、図へー2 P設-7-1、図ニ-2 P設-1


(1)第2-3領域では、1つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー2 P設-7-1 (別表1) ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター 材料一覧







部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体) 柱 (昇降部) はり (昇降部)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト (本体) ストッパ ストッパ (車止め)	鋼 金属製 金属製

*以上の強度を有する材料

表へー2 P設-7-1 (別表2) ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター
耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
はりの追加	はり	
トラスの追加	トラス	
移動防止型ストッパの溶接 (既存部材の溶接)	はり	
	移動防止型ストッパ	

表へー 2 P 設ー 7ー 2 ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 4
設備・機器名称 機器名	{5046} ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (昇降部) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を取り扱う。 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニー 2 P 設ー 1 (8) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○本体  ○昇降部 	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。	

表へー 2 P 設－ 7－ 2 ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台 仕様





技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図へー 2 P 設－ 1、図へー 2 P 設－ 7－ 2、図ニー 2 P 設－ 1

表へー2 P設-7-2 (別表1) ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台
材料一覧

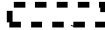
部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体) 柱 (昇降部) はり (昇降部)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト (本体) アンカーボルト (昇降部) ストッパ	鋼 鋼 金属製

* 以上の強度を有する材料




表へー 2 P 設－ 8－ 1 ペレット保管ラック E 型リフター 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット保管ラック E 型リフター
設備・機器名称 機器名	[5048] ペレット保管ラック E 型リフター —	
変更内容	改造 〔 ・高さ制限棒を追加する。 ・ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。 〕	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	チェン駆動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ペレット輸送容器
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 8 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(11)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ－ 2 P 設－ 1 (27) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで天井、床面に固定する。 	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。	

表へー 2 P 設 - 8 - 1 ペレット保管ラック E 型リフター 仕様




技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ペレット保管容器 8 個を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力： 
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図へー 2 P 設 - 1、図へー 2 P 設 - 8 - 1、図ニー 2 P 設 - 1	

表へー 2 P 設 - 8 - 1（別表 1） ペレット保管ラック E 型リフター 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ 1 ストッパ 1 の取付ボルト ストッパ 2 ストッパ 2 の取付ボルト 高さ制限棒 ペレット保管容器	鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製

* 以上の強度を有する材料



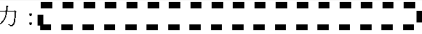
表へー 2 P 設- 9 - 1 第 2 - 2 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体保管区域 第 2 - 2 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5056} 第 2 - 2 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	集合体輸送容器、搬送設備 パレットトラック、搬送設備 マンリフタ
	その他の性能	最大貯蔵能力:  床面にペイントで第 2 - 2 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体 (集合体輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー２P設－９－１ 第２－２燃料集合体保管区域 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。</p> <p>[99-F4] 第２－２燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第２－２燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第１類相当の固定措置として、集合体輸送容器は１段置きとする。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー２P設－１、図へー２P設－９－１</p>



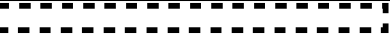
表へー２P設－９－２ 第２－３燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 燃料集合体保管区域 第 2－3 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5057} 第 2－3 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力：  床面にペイントで第 2－3 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー２P設－９－２ 第２－３燃料集合体保管区域 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■■■■■とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。</p> <p>[99-F4] 第２－３燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第２－３燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第１類相当の固定措置として、集合体輸送容器は１段置きとする。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー２P設－１、図へー２P設－９－１</p>

表へー 2 P 設- 9 - 3 第 2 - 1 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体保管区域 第 2 - 1 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5058} 第 2 - 1 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	改造 (集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を設置するため、床にめねじアンカーボルトを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力 :  床面にペイントで第 2 - 1 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体 (集合体輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー2 P設-9-3 第2-1 燃料集合体保管区域 仕様




<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を\squareとする。</p> <p>[99-F4] 第2-1 燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第2-1 燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置き又は2段積みとする。 2段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床に\squareを追加する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー2 P設-1、図へー2 P設-9-1</p>

表へー2 P設-9-3 (別表1) 第2-1 燃料集合体保管区域 材料一覧



部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼 \square

\square 以上の強度を有する材料


表へー 2 P 設- 9 - 4 第 2 - 4 燃料集合体保管区域 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体保管区域 第 2 - 4 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5059} 第 2 - 4 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	改造 (集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を設置するため、床にめねじアンカーボルトを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力 :  床面にペイントで第 2 - 4 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体 (集合体輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー２P設－９－４ 第２－４燃料集合体保管区域 仕様





<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力をとする。</p> <p>[99-F4] 第２－４燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第２－４燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第１類相当の固定措置として、集合体輸送容器は１段置き又は２段積みとする。 ２段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床にを追加する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー２P設－１、図へー２P設－９－１</p>

表へー２P設－９－４（別表１） 第２－４燃料集合体保管区域 材料一覧


部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼 

*以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設ー 1 0ー 1 5 ton 天井クレーン 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 天井クレーン
設備・機器名称 機器名	{5060} 5 ton 天井クレーン —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ダブルレールホイストクレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストッパ (車止め)
	その他の性能	最大取扱量:  (集合体輸送容器 1 個)
	核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟のはりに固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールを据付ボルトではりに固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ガード落下防止構造及びトロリ落下防止構造を設ける。 [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—



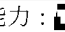
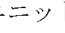

表へー 2 P 設－ 1 0－ 1 5 ton 天井クレーン 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 3-F1] 搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるよう停電時保持機構を有する。また、トロリ落下防止構造及びガーダ落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	<p>[16. 1-F1] 集合体輸送容器 1 個を搬送する能力を有する。</p> <p>[16. 1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力：</p>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図へー 2 P 設－ 1、図へー 2 P 設－ 1 0－ 1	


表へー 2 P 設－ 1 0－ 1 (別表 1) 5 ton 天井クレーン 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	ガーダ部 走行レール 横行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト トロリ部 (巻上部) ガーダ落下防止構造 ガーダ落下防止構造の取付ボルト トロリ落下防止構造 トロリ落下防止構造の取付ボルト ストッパ (車止め) 操作押釦	鋼 金属製 鋼 鋼 鋼 金属製 金属製

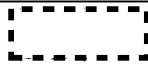

表へー 2 P 設 - 1 1 - 1 分析試料保管棚 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析試料貯蔵設備 試料保管棚
設備・機器名称 機器名	{5061} 分析試料保管棚 —	
変更内容	新設 (新設項目の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (保管容器 9 個 (保管容器 F 型又は保管容器 G 型))
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 F 型及び保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストopp を設ける。 [10.1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型 (パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造) に収納して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。

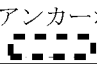



表へー 2 P 設 - 1 1 - 1 分析試料保管棚 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設 - 1、図へー 2 P 設 - 1 1 - 1	




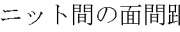

表へー 2 P 設 - 1 1 - 1 (別表 1) 分析試料保管棚 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ 扉	鋼  金属製 金属製

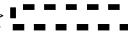
表へー 2 P 設 - 1 1 - 1 (別表 2) 分析試料保管棚 新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト 	
柱	柱 	
はり	はり 	

表へー2 P設-12-1 開発試料保管棚 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	開発試料貯蔵設備 試料保管棚
設備・機器名称 機器名	{5062} 開発試料保管棚 —	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻対策のため、開発試料保管棚を防護壁内に新たに設置し、既設の試料保管棚を撤去する。 ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・分析試料保管棚の新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、開発試料保管棚の最大貯蔵能力を変更する。 	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (保管容器 9 個 (保管容器 F 型又は保管容器 G 型))
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(4)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 以上 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 F 型及び保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。	
	[10.1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型 (パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造) に収納して取り扱う。	

表へー 2 P 設 - 1 2 - 1 開発試料保管棚 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。 [99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図へー 2 P 設 - 1、図へー 2 P 設 - 1 2 - 1	

表へー 2 P 設ー 1 2ー 1 (別表 1) 開発試料保管棚 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ 扉	鋼 金属製 金属製

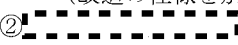
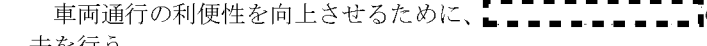
表へー 2 P 設ー 1 2ー 1 (別表 2) 開発試料保管棚 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり	
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	
柱の追加	柱	
はりの追加	はり	



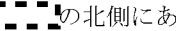
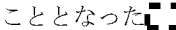



表へー他ー1 輸送容器

設置場所		設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	備考
第2加工棟		{5006} 粉末輸送容器	変更なし	1 式	—	核燃料物質等の工場 又は事業所の外にお ける運搬に関する規 則に基づく技術上の 基準を満足する仕様 とする。
第1加工棟						
第2加工棟		{5007} ペレット輸送容器	変更なし	1 式	—	
第1加工棟						
第2加工棟						
第1加工棟		{5008} 集合体輸送容器	変更なし	1 式	—	
第1加工棟						

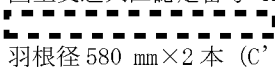
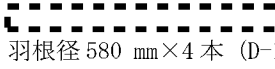
追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 平成・18・10・31 原第 30 号 (平成 19 年 6 月 1 日付け)	
	施設名称	第 1 加工棟 第 1 加工棟 避難通路 第 1 加工棟 非常用照明、誘導灯 第 1 加工棟 所内通信連絡設備 第 1 加工棟 自動火災報知設備 第 1 加工棟 消火器 屋外 消火栓	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1001} ⁽¹⁾ 第 1 加工棟 —	(付属設備) {8038} 緊急設備 非常用照明 {8038-2} 緊急設備 誘導灯 {8035} 緊急設備 避難通路 <u>{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</u> <u>{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))</u> {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-5} 消火設備 消火器 <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓</u> {8012-3} 消火設備 屋外消火栓 {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管	
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、第 1 加工棟に以下の改造を行う。 また、改造工事完了後の第 1 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図へー I - 1 及び図へー I - 2 に示す。</p> <p>①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置⁽²⁾ 第 1 加工棟の東側を一般建物とし、構造上分離する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 1 に示す。)</p> <p>②の撤去⁽³⁾ 車両通行の利便性を向上させるために、の撤去を行う。</p> <p>③鉄骨補強⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために補強部材を取り付ける等の改造を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 2 に示す。)</p> <p>④杭・基礎の追加⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために杭・基礎の増設を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 3 に示す。)</p> <p>⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) の撤去を行う。</p> <p>⑥外部扉の改造、外部シャッター鋼製扉への改造⁽²⁾ 竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉 (以下「外部扉」という。)(⑦で閉止するものを除く) を竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉 (以下「竜巻対策扉」という。) に改造する。また、外部に面したシャッター (以下「外部シャッター」という。) を竜巻対策扉に改造する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 4 に示す。)</p>		

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>変更内容</p>	<p>⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止⁽²⁾ 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。 及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。 （改造の仕様を別表へー2-1-5に示す。）</p> <p>⑧防火区画の新設及び改造⁽²⁾ 火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。 （改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。）</p> <p>⑨屋根への梯子の追加設置⁽²⁾ 火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。 （改造の仕様を別表へー2-1-7に示す。）</p> <p>⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造⁽²⁾ 第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該当することとなったの北側の間仕切壁（せっこうボード）について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。 また、東面の防火区画上の既設鉄板閉止部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更 地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。 付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>
<p>設置場所</p>	<p>第1加工棟</p>
<p>員数</p>	<p>(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)</p>
<p>一般仕様</p>	<p>(建物) 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部中2階付き） 建築面積 約2500 m²、延床面積 約2600 m² （付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）</p> <p>主要な構造材 (建物) 別表へー2-1-1～別表へー2-1-11に示す。</p> <p>寸法（単位：mm） (建物) 概略寸法：</p> <p>その他の構成機器 —</p> <p>その他の性能 —</p> <p>核燃料物質の状態 —</p>
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止 —</p> <p>[5.1-B1] 第1加工棟（土間コンクリートを除く）は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群（泉南累層）とする。</p> <p>【既設杭】 ○既設杭仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層及び砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約G.L-5 m～-9 m ・杭配置 図へー2-1-6</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p>




追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>【増設杭】</p> <p>○補強タイプ31仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353(粘土質層)  <p>羽根径 580 mm×2本 (C'-18 通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約 G.L-9 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-33 <p>○補強タイプ34仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層)に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭(スクリューパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353(粘土質層)  <p>羽根径 580 mm×4本 (D-18 通り) 羽根径 580 mm×4本 (D-20A 通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約 GL-8 m~10 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-34 <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土(粘土層及び砂層) <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1加工棟では液状化のおそれがないことを確認した⁽¹⁸⁾。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、<u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(屋外消火栓配管を含む。)</u>は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する設計。</p> <p><u>屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</u></p> <p><u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(屋外消火栓配管を含む。)</u>の仕様を表り-他-2に示す。</p>
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類(割増係数1.0)とする設計。</p> <p>第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。</p> <p>○耐震補強の改造仕様</p> <p>別表へー2-1-1~別表へー2-1-7に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震のための補強箇所 図へー2-1-1、図へー2-1-6~図へー2-1-18に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表へー2-1-2(1/2)~(2/2)、別表へー2-1-3、図へー2-1-21~図へー2-1-34に示す。

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽¹⁹⁾</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計とする。⁽²⁰⁾</p> <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、<u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓（屋外消火栓配管を含む。）</u>は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備（緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））は撤去を行う。 <u>屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</u> <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓（屋外消火栓配管を含む。）の仕様を表りー他ー2に示す。</u></p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—⁽⁴⁾</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>（竜巻） [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻（F1、最大風速 49 m/s）による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という。）は、設計竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>【改造部】</p> <p>○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造⁽⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 外部扉改造：扉配置を図へー2ー1ー1、図へー2ー1ー4及び図へー2ー1ー35ー1に示す。 ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へー2ー1ー35ー2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へー2ー1ー36、図へー2ー1ー37に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2ー1ー4に示す。 <p>○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止⁽⁵⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へー2ー1ー1、図へー2ー1ー4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へー2ー1ー46～図へー2ー1ー48に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2ー1ー5に示す。


追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>○安全機能を期待しない、の北側の旧前室、 の北側の旧前室を撤去</p> <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へー2-1-60～図へー2-1-61 に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へー2 -1-11に示す。</p> <p>(落雷) —⁽⁶⁾</p> <p>(極低温) [8.1-F2] <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計⁽⁷⁾。</u> <u>なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓（屋外消火栓配管を含む。）の仕様を表りー他ー2に示す。</u></p> <p>(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える設計。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる 29 cm の積雪に耐える設計。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁸⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁹⁾</p> <p>(森林火災、外部火災) ⁽¹⁰⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へー2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へー2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へー2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へー2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へー2-1-12に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹¹⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹²⁾</p>
------------	-----------------	---

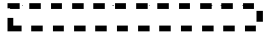


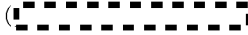
追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 <p>第1加工棟は、上記の管理を行う敷地内に設置し、別表へー2-1-8に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造とする。また、第1加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 改造する壁の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・方法 改造する壁の仕様及び詳細図を図へー2-1-4 6及び図へー2-1-4 9に示す。 <p>なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1]</p> <p>ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。</p> <p>管理区域の設定範囲を、図へー2-1-5 4に示す。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]</p> <p>消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。</p> <p><u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径40 mとし、第1加工棟全域を包含できるように設置する設計⁽¹³⁾。</u></p> <p><u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</u></p> <p>○設備の員数（{8012-2} 消火設備 屋外消火栓）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備 屋外消火栓：1 式⁽¹³⁾ ・消火設備 屋外消火栓に設置するホース：20 m ホース 2 本以上 <p>消火設備 屋外消火栓の配置を図リ-4-1-5に示す⁽¹³⁾。</p> <p>消火栓の系統図を図リ-4-1-1 0に示す。</p> <p><u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓（屋外消火栓配管、屋外消火栓の消火栓ポンプを含む。）の仕様を表リ-他-2に示す。</u></p> <p>屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートをもつ以上確保する管理。第1加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へー2-1-6 2に示す。</p>

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備の員数(消火設備 消火器) <ul style="list-style-type: none"> ・ABC 粉末消火器 10 型 : 20 本 ・ABC 粉末消火器 20 型 : 13 本 ・ABC 粉末消火器 50 型 : 2 本 <p>消火設備 消火器の配置を図りー4ー1ー4に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)) <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器(スポット型) : 27 台 ・煙感知器(スポット型) : 35 台 ○設備の員数(火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)) <ul style="list-style-type: none"> ・受信機(P型受信機) : 1 台 <p>火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)の配置を図りー4ー1ー3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図りー4ー1ー9に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生防止 <p>第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。</p> <p>使用する材料を別表へー2ー1ー1～別表へー2ー1ー8に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火災の影響緩和 <p>第1加工棟は建築基準法施行令第一百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。</p> <p>各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。</p> ○火災対策のための補強箇所 <p>図へー2ー1ー1 第1加工棟 工事概要図参照</p> ○火災区画の設定及び関連図面 <p>図へー2ー1ー5 2 第1加工棟 火災区画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画ごとの材料及び厚さ : <ul style="list-style-type: none"> 図へー2ー1ー2 0 第1加工棟 既設部材リスト 2 図へー2ー1ー3 5-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 1 図へー2ー1ー3 5-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 2 図へー2ー1ー4 3 第1加工棟  東側壁(防火区画)
------------	-------------	--

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p> 図へー2-1-44 第1加工棟  東側壁1(防火区画) 図へー2-1-45 第1加工棟  東側壁2(防火区画) 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画 </p> <p>○火災区画 1P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上:1時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区画 1P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) <p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上:1時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間) <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間)
------------	-------------	---

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚1.5mm以上：1時間） <p>○火災区画 1P-6（旧前室）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備（防火扉） 北面区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 北面特定防火設備（防火扉KSD-2）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2ー1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図りー4ー1-6に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明⁽¹⁴⁾：15台 誘導灯⁽¹⁴⁾：47台 <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4ー1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] <u>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する設計。</u> <u>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表りー他ー1に示す。</u></p>


追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1] [14. 1-F1] <u>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</u></p> <p>[14. 2-B1] [14. 2-F1] <u>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</u></p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F3] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リー4-1-3に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22. 1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁、屋根等の厚さとする設計。</p> <p>○第1加工棟の遮蔽機能としての仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁、屋根等の厚さ（設計確認値）⁽¹⁶⁾：図へー2-1-53に示した壁厚さ、別表へー2-1-10参照 ・コンクリートの気乾単位容積質量 ≥ 2.3 g/cm³ 以上 ・コンクリートブロックの気乾かさ密度 ≥ 2.3 g/cm³ 以上 ・扉（鉄）の密度 ≥ 7.8 g/cm³ 以上 <p>[22. 2-B1] 壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24. 2-F1] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、バッテリーを内蔵する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））のバッテリーから給電する設計。</p> <p>[24. 2-F2] 緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、<u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ</u>は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。 <u>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプの仕様を表りー他ー2 に示す。</u></p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25. 1-F1] 所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を設置する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））には、マイクが付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の配置を図りー4ー1ー2に示す。 所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）の系統図を図りー4ー1ー7に示す。<u>所内全体の放送性能の仕様を追第4次表へー2ー1に示す。</u></p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）⁽¹⁴⁾）：10 台 ・ 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））：1 台 ・ 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））：5 台 <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、<u>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）⁽¹⁷⁾</u>に接続する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））には、所内携帯電話機（PHS）が付属する設計。 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の系統図を図りー4ー1ー8に示す。 <u>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の仕様を表りー他ー1に示す。</u></p> <p>[25. 2-F1] <u>加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。</u> <u>{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表りー他ー1に示す。</u></p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)




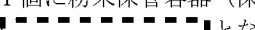
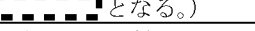


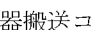

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために  の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする設計。 屋根のアクセスルートを図へー2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[99-B2]⁽²³⁾ 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある設計。</p> <p>[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る設計。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー2-1-1～図へー2-1-62、図リ-4-1-1～図リ-4-1-10</p>


- (1) 第1加工棟の建物本体に設置する防護閉止板又はコンクリート、大型外扉、外扉を含む。
- (2) 原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)に基づく変更
- (3) 平成・18・10・31原第30号(平成19年6月1日付け)に基づく変更
- (4) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に規定される指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。
- (8) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第1加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (11) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (12) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第1加工棟と町道の位置関係を示したものを図へー2-1-55に示す。
- (13) 加工施設に係る消火設備 屋外消火栓は6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11)である。本申請に係る工事により、図リ-4-1-5に示すとおり消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設中においても消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。
- (14) 本申請に係る工事(天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去)により、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を撤去する工事を行うこととしているが、取外し工事に先立って、本申請のり、その他の加工施設の工事で、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置して安全機能の確認を行い、安全機能を維持する。
- (15) 非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。
- (16) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (17) 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、次回以降の申請で適合性を確認するが、通信連絡設備


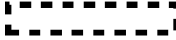
所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の安全機能の確認は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続して行う。また、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、安全機能を維持する。通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の系統図を図リ-4-1-8に示す。

- (18) 表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率 FL、水平地盤変位 D_{cy} で確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての液状化危険度の傾向を表す PL 法（岩崎・龍岡ら）に基づき確認した。
- (19) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z （大阪府の場合 1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計とする。
- (20) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (21) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (22) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へ-2-1-5 2 参照。
- (23) 附属書類 1 「耐震性に関する説明書」 3. 第 1 加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8) 補足 参照




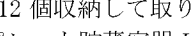
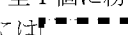



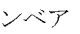
追第1次 表へー2-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 仕様

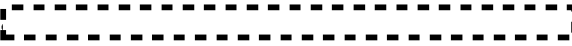



許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 1-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー2-1-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量:  ; (粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に  となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合には  となる。)
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数: 2 個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア (A-1)」と「輸送容器搬送コンベア (B-1)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾		—
地震による損傷の防止		[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー2-1-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
津波による損傷の防止		—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾		—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾		[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。



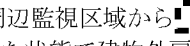
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.6-F1] 設水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽³⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を取り扱う際に落下しないよう、ストopp及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を 1 個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁴⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へ-1-1、図へ-1-2、図へ-1-3、図へ-1-5、図へ-1-6、図へ-2-1、図へ-2-2、図へ-2-3

- (1) 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 第 2 加工棟 に設置する輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での取扱いの合計を制限する。
- (3) 粉末保管容器（保管容器 F 型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器 F 型及び保管容器 F 型（中性子吸収板 I 型内蔵型）において適合性を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第 4 次 表へ-2-1 第 2 加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー2-2 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 1-2
機器名		—
変更内容		改造 (耐震補強) (耐震補強の仕様を別表へー2-2-1 に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー2-2-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	コンベアカバーNo. 1、輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に  となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合には  となる。)  に設置している建物外扉付近 (1 箇所) 及びコンベアカバーNo. 1 に設置している出入り扉付近 (1 箇所) に「開放厳禁」の表示灯を設置し、建物外扉とコンベアカバーNo. 1 の出入り扉のいずれか又は建物外扉とコンベアカバーNo. 1 のシャッタのいずれかを開放した場合に、閉鎖している側の「開放厳禁」の表示灯が点灯する。 ⁽²⁾
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数: 2 個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア (A-1)」と「輸送容器搬送コンベア (B-1)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-2-2 に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁵⁾	—






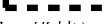


地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー2-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 本体 床面：  コンベアカバーNo.1 床面：  壁面： 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を取り扱う際に落下しないよう、ストopp及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を1個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁵⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-4～図へー2-7


- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 図へー2-1に示すとおり、には、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型（以下「粉末輸送容器等」という。）を搬出入するための扉（以下「建物外扉」という。）を設置している。この建物外扉に接するように輸送容器搬送コンベアNo.1-2を設置し、輸送容器搬送コンベアNo.1-2を囲むようにしてコンベアカバーNo.1を設置している。このコンベアカバーNo.1には、作業者が出入りするための扉（以下「出入り扉」という。）及び粉末輸送容器等を搬出入するためのシャッター（以下「シャッター」という。）を設置している。粉末輸送容器等を周辺監視区域からに搬入する場合、コンベアカバーNo.1の出入り扉及びシャッターが閉鎖された状態で建物外扉を開放し、輸送容器搬送コンベアNo.1-2上に粉末輸送容器等を搬送した後、建物外扉を閉鎖する。次に、コンベアカバーNo.1のシャッターを開放し、輸送

容器搬送コンベア No. 1-2 上から輸送容器搬送コンベア No. 1-1 上に粉末輸送容器等を搬送した後、コンベアカバーNo. 1のシャッタを閉鎖する。粉末輸送容器等を \square から周辺監視区域に搬出する場合は、搬入時の逆の順序となる。建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーNo. 1の出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーNo. 1の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo. 1のシャッタを同時開放しない管理を行う。

- (3) 第2加工棟 \square に設置する輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での取扱いの合計を制限する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。









追第1次 表へー2-3 粉末缶移載装置 No. 1-1 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 1-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー2-3-1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-3-1 に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第 1 類 強度部材を別表へー2-3-1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—	

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-8

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。






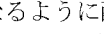

追第1次 表へー2-4 粉末缶移載装置 No. 1-2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 1-2
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー2-4-1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-4-1 に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第 1 類 強度部材を別表へー2-4-1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—	

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-9

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー2ー5 粉末缶搬送コンベア No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 粉末缶搬送コンベア	
設備・機器名称		粉末缶搬送コンベア No.1	
機器名		—	
変更内容		変更なし	
設置場所		第2加工棟 	
員数		1台	
一般仕様	型式	ローラコンベア	
	主要な構造材	別表へー2ー5ー1に示す。	
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	上皿電子天秤	
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)12個)	
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2ー1領域(を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(コンベア配列) 粉末保管容器(保管容器F型)を搬送するコンベアの配列:1段×列数:2列以下 (粉末缶移載装置2台(粉末缶移載装置No.1-1、粉末缶移載装置No.1-2)の粉末保管容器(保管容器F型)それぞれ1個を含む) 列の面間距離:10 cm以上 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2ー1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」の面間距離をとなるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	
		火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2ー5ー1に示す。</p> <p>[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。</p>
		安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
		地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー2ー5ー1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 </p>
津波による損傷の防止	—		

外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）12個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-10、図へー2-11

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。




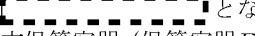
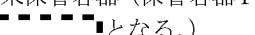
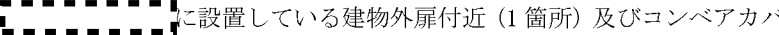


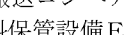
追第1次 表へー3-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 仕様

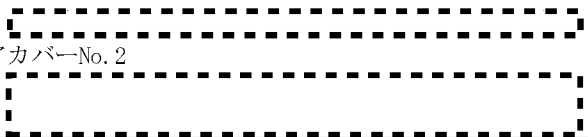



許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 2-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー3-1-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量: (粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に) となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合には) となる。
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 (を含む) の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (B-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数: 2 個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 (を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア (A-1)」と「輸送容器搬送コンベア (B-1)」の面間距離を となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第 1 類 強度部材を別表へー3-1-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 —
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	




加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.6-F1] 設水のおそれがない[]に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽³⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を 1 個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁴⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へ-1-1、図へ-1-2、図へ-1-3、図へ-1-5、図へ-1-6、図へ-2-1、図へ-3-1

- (1) 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個あたりの最大取扱量は [] である。
- (2) 第 2 加工棟 [] に設置する輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での取扱いの合計を制限する。
- (3) 粉末保管容器（保管容器 F 型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器 F 型及び保管容器 F 型（中性子吸収板 I 型内蔵型）において適合性を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第 4 次 表へ-2-1 第 2 加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー3-2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		輸送容器搬送コンベア No. 2-2
機器名		—
変更内容		改造 (耐震補強) (耐震補強の仕様を別表へー3-2-1 に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー3-2-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	コンベアカバーNo. 2、輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に  となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器 (保管容器 F 型) ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合には  となる。)  に設置している建物外扉付近 (1 箇所) 及びコンベアカバーNo. 2 に設置している出入り扉付近 (1 箇所) に「開放厳禁」の表示灯を設置し、建物外扉とコンベアカバーNo. 2 の出入り扉のいずれか又は建物外扉とコンベアカバーNo. 2 のシャッタのいずれかを開放した場合に、閉鎖している側の「開放厳禁」の表示灯が点灯する。 ⁽²⁾
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (B-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数: 2 個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア (A-1)」と「輸送容器搬送コンベア (B-1)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-2-2 に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁵⁾	—









地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー3-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 本体 床面：  コンベアカバーNo.2 床面：  壁面： 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を取り扱う際に落下しないよう、ストopp及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を1個搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁵⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-2～図へー3-4


- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 図へー2-1に示すとおり、には、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型（以下「粉末輸送容器等」という。）を搬出入するための扉（以下「建物外扉」という。）を設置している。この建物外扉に接するように輸送容器搬送コンベアNo.2-2を設置し、輸送容器搬送コンベアNo.2-2を囲むようにしてコンベアカバーNo.2を設置している。このコンベアカバーNo.2には、作業者が出入りするための扉（以下「出入り扉」という。）及び粉末輸送容器等を搬出入するためのシャッタ（以下「シャッタ」という。）を設置している。粉末輸送容器等を周辺監視区域からに搬入する場合、コンベアカバーNo.2の出入り扉及びシャッタが閉鎖された状態で建物外扉を開放し、輸送容器搬送コンベアNo.2-2上に粉末輸送容器等を搬送した後、建物外扉を閉鎖する。次に、コンベアカバーNo.2のシャッタを開放し、輸送

容器搬送コンベア No. 2-2 上から輸送容器搬送コンベア No. 2-1 上に粉末輸送容器等を搬送した後、コンベアカバーNo. 2のシャッタを閉鎖する。粉末輸送容器等を■から周辺監視区域に搬出する場合は、搬入時の逆の順序となる。建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーNo. 2の出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーNo. 2の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo. 2のシャッタを同時開放しない管理を行う。

- (3) 第2加工棟 ■に設置する輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での取扱いの合計を制限する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。






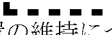


追第1次 表へー3-3 粉末缶移載装置 No. 2-1 仕様

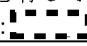
許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 2-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー3-3-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)1個)
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域()を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器(保管容器F型)内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-3-1に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー3-3-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—	

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-5

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。






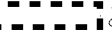
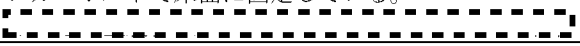
追第1次 表へー3-4 粉末缶移載装置 No. 2-2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置	
設備・機器名称		粉末缶移載装置 No. 2-2	
機器名		—	
変更内容		変更なし	
設置場所		第 2 加工棟 	
員数		1 台	
一般仕様	型式	ハンドクレーン	
	主要な構造材	別表へー3-4-1に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個)	
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)	
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-4-1に示す。	
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾		—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第 1 類 強度部材を別表へー3-4-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 	
		津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾		—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	
		加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造		—	

閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-6

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


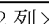




追第1次 表へー3-5 粉末缶搬送コンベア No.2 仕様


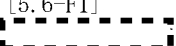

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 粉末缶搬送コンベア	
設備・機器名称		粉末缶搬送コンベア No.2	
機器名		—	
変更内容		変更なし	
設置場所		第2加工棟 	
員数		1台	
一般仕様	型式	ローラコンベア	
	主要な構造材	別表へー3-5-1に示す。	
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	上皿電子天秤	
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)12個)	
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(コンベア配列) 粉末保管容器(保管容器F型)を搬送するコンベアの配列:1段×列数:2列以下 (粉末缶移載装置2台(粉末缶移載装置No.2-1、粉末缶移載装置No.2-2)の粉末保管容器(保管容器F型)それぞれ1個を含む) 列の面間距離:10 cm以上 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」の面間距離をとなるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>	
		火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-5-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。</p>
		安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	<p>[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー3-5-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 </p>	
		—	


外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽²⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）12個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-7

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。




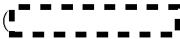



追第1次 表へー4ー1 原料保管設備D型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	原料貯蔵設備 原料保管設備D型
設備・機器名称		原料保管設備D型 No.1
機器名		—
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー4ー1ー1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(2列×  ×8段)
	主要な構造材	別表へー4ー1ー2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2ー1領域(を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料搬送設備No.2 粉末スタッカクレーン、原料搬送設備No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備No.2 粉末缶受台、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:106cm以上 上下方向:8段以下 中心間距離:44cm以上 横方向:無限個 中心間距離:96cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数:4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2ー1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
		火災等による損傷の防止 ⁽³⁾
安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾		—

地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー4-1-2に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	—
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6 cmに対して、  cm以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を貯蔵する際に落下しないよう、ストoppを設けている。
遮蔽 ⁽³⁾	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー4-1～図へー4-5

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。








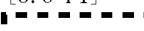

追第1次 表へー5-1 原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン 仕様


許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	原料搬送設備 No.2	
機器名	粉末スタッカクレーン	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー5-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5-1-1に示す。</p> <p>[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。</p>
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー5-1-1に示す。 ボルトで上部レールを原料保管設備D型No.1に固定し、アンカーボルトで下部レールを床面に固定している。 上部レール: 下部レール:</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	<p>[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。</p>


加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1] [5.6-F1]で想定する没水水位 7.6 cm に対して、[5.6-F1] cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：[12.1-F2]
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-1、図へー5-2

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 [5.6-F1] において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。








追第1次 表へー5-2 原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称		原料搬送設備 No.2
機器名		粉末缶コンベア
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー5-2-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		2台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー5-2-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5-2-2に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー5-2-2に示す。 アンカーボルトで本体及び昇降部をそれぞれ床面に固定している。 本体:  昇降部: 
		津波による損傷の防止
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—	


閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップパ 及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準 等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件に おいて、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維 持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した 設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬 送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのお それを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計とし ている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1- 6、図へー5-3、図へー5-4

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

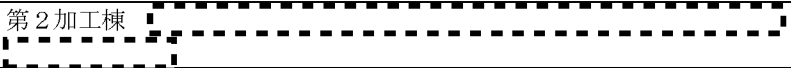

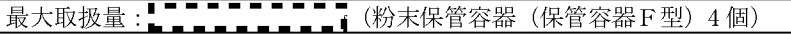




追第1次 表へー5ー3 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台 仕様



許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称		原料搬送設備 No.2
機器名		粉末缶受台
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー5ー3ー1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2ー1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2ー1領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5ー3ー1に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー5ー3ー1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
		津波による損傷の防止
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
材料及び構造	—	
閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器(保管容器F型)を搬送する際に落下しないよう、ストopp及びガイドを設けている。	

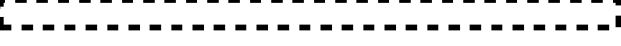


遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-5、図へー5-6

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。







追第1次 表へー5-4 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車 仕様


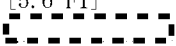

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称		原料搬送設備 No.2
機器名		粉末缶台車
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー5-4-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽²⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の各単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器(保管容器F型)内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5-4-1に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁵⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー5-4-1に示す。 アンカーボルトで走行レール部を床面に固定している。 走行レール部 1、3、4及び5:  走行レール部 2及び6: 
		津波による損傷の防止
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。


加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁵⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-7

- (1) 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車は、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (3) 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車を共用する第2-2領域 ( を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域に設置された単一ユニットの構成に原料搬送設備 No.2 粉末缶台車を含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。







追第1次 表へー6-1 原料保管設備E型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	原料貯蔵設備 原料保管設備E型
設備・機器名称		原料保管設備E型 No.1
機器名		—
変更内容		改造(耐震補強の仕様を別表へー6-1-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(2列×  行×9段)
	主要な構造材	別表へー6-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.1、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.2、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.3、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:104cm以上 棚1列の奥行:80cm以下 上下方向:9段以下 中心間距離:40cm以上 設備の高さ:455cm以下 横方向:無限個 中心間距離:96cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数:4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー6-1-2に示す。
安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾		—

地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー6-1-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 床面：  壁面：
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	—
加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6 cmに対して、  cm以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を貯蔵する際に落下しないよう、ストップを設けている。
遮蔽 ⁽³⁾	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー6-1～図へー6-7

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー7-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1 仕様


許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	原料保管設備E型原料搬送設備	
機器名	粉末搬送機 No.1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー7-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー7-1-1に示す。 ボルトで上部レールを原料保管設備E型No.1に固定し、アンカーボルトで下部レールを床面に固定している。 上部レール:  下部レール: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。


加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1] [5.6-F1]で想定する没水水位 7.6 cm に対して、[5.6-F1] cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：[12.1-F2]
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-1、図へー7-2

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 [5.6-F1] において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。









追第1次 表へー7-2 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	原料保管設備E型原料搬送設備	
機器名	粉末搬送機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟	
員数	1台	
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー7-2-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量: (粉末保管容器 (保管容器F型) 4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 () を含む) の単一ユニット「原料保管設備E型 (C-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー7-2-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1] で想定する没水水位 7.6 cm に対して、cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—

閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-3、図へー7-4

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。







追第1次 表へー7-3 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	原料保管設備E型原料搬送設備	
機器名	粉末搬送機 No.3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー7-3-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-3-1に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー7-3-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
		津波による損傷の防止
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—	

閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：■■■■■
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-5、図へー7-6

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 ■■■■■において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。



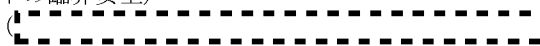
追第1次 表へー7-4 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称		原料保管設備E型原料搬送設備
機器名		粉末搬送機 No. 4
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー7-4-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器F型) 4 個)
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) の単一ユニット「原料保管設備E型 (C-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー7-4-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽²⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽²⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器 (保管容器F型) を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。


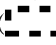

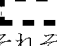


遮蔽	—
換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	<p>[11. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。</p> <p>[11. 2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。</p>
搬送設備	<p>[12. 1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。</p> <p>[12. 1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：■■■■■</p>
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。</p>
添付図	<p>図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-7、図へー7-8</p>

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 ■■■■■において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー8-1 保管容器F型 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造 及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末保管容器
設備・機器名称	保管容器F型	
機器名	—	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第1加工棟	
員数	13000 個	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	別表へー8-1-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個) 可搬式 (耐震重要度分類: なし)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) の各単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 粉末保管容器 (保管容器F型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量制限 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器F型) 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内) (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を別表へー8-1-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する水密構造とし、内部溢水による被水や火災時の消火水が侵入しない構造としている。 ⁽⁶⁾
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する密封構造としている。
遮蔽	—	
換気	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	


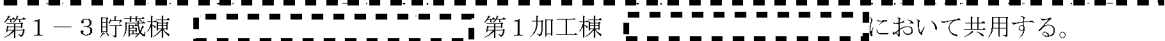
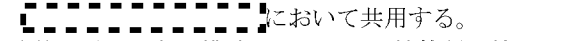
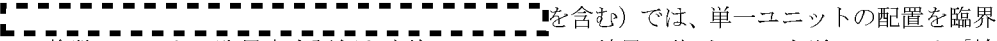
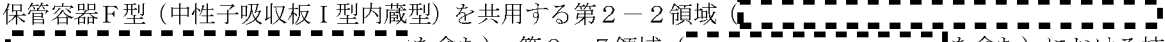

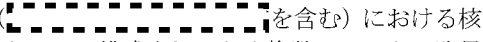


安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等	—
安全避難通路等	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー8-1

- (1) 保管容器F型は、第2加工棟（）において共用する。
- (2) 第2-1領域（）を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。これら第2-1領域の各単一ユニットの構成に保管容器F型を含ませている。このため保管容器F型単体での複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 保管容器F型を共用する第2-2領域（）を含む）、第2-7領域（）における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域、第2-7領域それぞれに設置された単一ユニットの構成に保管容器F型を含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (4) 保管容器F型を共用する第一領域（）における核燃料物質の臨界防止については、における輸送容器の取扱いにより、臨界安全評価は不要である。
- (5) 保管容器F型は、中性子吸収板I型を内蔵していないため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態であっても第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できないが、保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）は、中性子吸収板I型を内蔵しているため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態で第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できる。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (6) なお、水の侵入を想定した最適減速条件でも未臨界であることを確認している。






追第1次 表へー8-2 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型） 仕様


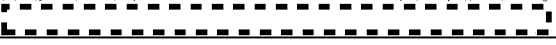
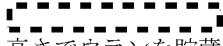

許可との対応	許可番号（日付） 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 粉末保管容器 中性子吸収板
設備・機器名称	保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）	
機器名	—	
変更内容	変更なし	
設置場所	<p>第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1加工棟</p>	
員数	1800個	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	別表へー8-2-1に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：
	その他の構成機器	中性子吸収板I型
	その他の性能	最大取扱量：（粉末保管容器（保管容器F型）1個） 可搬式（耐震重要度分類：なし）
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾	<p>[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（を含む）の各単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量制限 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） 中性子吸収板の吸収効果⁽²⁾ 中性子吸収板（中性子吸収板I型） 幅：18 cm以上 厚さ：0.1 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率1 wt%以上） （複数ユニットの臨界安全） —⁽³⁾</p>
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を別表へー8-2-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する水密構造とし、内部溢水による被水や火災時の消火水が侵入しない構造としている。 ⁽⁸⁾
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する密封構造として

	いる。
遮蔽	—
換気	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等	—
安全避難通路等	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー8-2




- (1) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）は、第2加工棟 、第1-3貯蔵棟 、第1加工棟 において共用する。
- (2) 中性子吸収板I型は、保管容器F型内に固定され簡単に取外しができない構造としている。核的制限値としての中性子吸収板の吸収効果は、保管容器F型を粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵する場合にのみ適用し、それ以外の場合には適用しない。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (3) 第2-1領域（を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。これら第2-1領域の各単一ユニットの構成に保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を含ませている。このため保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）単体での複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (4) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を共用する第2-2領域（を含む）、第2-7領域（を含む）における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域、第2-7領域それぞれに設置された単一ユニットの構成に保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (5) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を共用する第二領域（を含む）における核燃料物質の臨界防止については、第二領域が1つの単一ユニットのみで構成されるため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (6) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を共用する第一領域（を含む）における核燃料物質の臨界防止については、における輸送容器の取扱いにより、臨界安全評価は不要である。
- (7) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）は、中性子吸収板I型を内蔵しているため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態で第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できるが、保管容器F型は、中性子吸収板I型を内蔵していないため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態であっても第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できない。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (8) なお、水の侵入を想定した最適減速条件でも未臨界であることを確認している。

追第1次 表へー9-1 ペレット保管ラックB型 No.1 仕様









許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	ペレット貯蔵設備 ペレット保管ラックB型
設備・機器名称		ペレット保管ラックB型 No.1
機器名		—
変更内容		改造 (耐震補強) (耐震補強の仕様を別表へー9-1-1 に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	多段棚式 (2 列×  行×10 段)
	主要な構造物材	別表へー9-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ペレット保管パレット ⁽¹⁾ 、中性子吸収板
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
核燃料物質の状態		酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域 (を含む) の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送するペレット搬送設備No.3 (ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッククレーン、ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車⁽²⁾、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1⁽²⁾、ペレット搬送設備No.3ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.2⁽²⁾) 及びペレット搬送設備No.4⁽²⁾を含む) 列方向: 2列以下 面間距離: 93 cm以上 上下方向: 10段以下 中心間距離: 32 cm以上 ただし、 第1段: 床面から44 cm以上 第2段: 第1段から49 cm以上 第5段: 第4段から39 cm以上 横方向: 無限個 中心間距離: 63 cm以上 形状寸法制限 (ペレット保管容器 (保管容器G型) 数) 1パレット当たりのペレット保管容器 (保管容器G型) 個数: 4個以下 ペレット保管容器 (保管容器G型) 幅: 23 cm以下 長さ: 27.5 cm以下 高さ: 8 cm以下 パレット上での配置範囲 長さ: 62 cm以下 幅: 57 cm以下 ペレット層数: 7層以下/ペレット保管容器 (保管容器G型) ペレットトレイ 厚さ: 0.07 cm以上 材質: ステンレス鋼 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板長さ: 63 cm以上 吸収板幅: 61 cm以上 吸収板厚さ: 0.5 cm以上 吸収板配列: 第4段から上方に20~28 cmの間に設置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)</p> <p>(複数ユニットの臨界安全)</p> <p style="text-align: right;">—⁽³⁾</p>


火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー 9-1-2 に示す。
安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾	—
地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー 9-1-2 に示す。 本体をアンカーボルトで床面に固定している。 床面：  中性子吸収板（58 台）をアンカーボルトで壁面に固定する。 壁面： 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	—
加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能	[7.1-F1] ペレット保管容器（保管容器G型）を貯蔵する際に落下しないよう、ストップパを設けている。
遮蔽 ⁽⁴⁾	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。
換気 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等 ⁽⁴⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。



添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー9-1～図へー9-7
-----	---

- (1) ペレット保管パレットは、第2加工棟   において共用する。
- (2) 次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (3) 第2-3領域（を含む）では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー10-1 ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(ペレット) ペレット搬送設備 No.3
設備・機器名称	ペレット搬送設備 No.3	
機器名	ペレットスタッカクレーン	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー10-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ペレット保管パレット ⁽¹⁾
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器(保管容器G型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域( を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。 (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー10-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー10-1-1に示す。 ボルトで上部レールをペレット保管ラックB型 No.1に固定し、アンカーボルトで下部レールを床面に固定している。 上部レール:  下部レール: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。 [5.6-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] ペレット保管容器(保管容器G型)を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
遮蔽	—	

換気 ⁽³⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
安全機能を有する施設	[11. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11. 2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12. 1-F1] ペレット保管容器（保管容器G型）4個を積載したペレット保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12. 1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー10-1、図へー10-2

- (1) ペレット保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-3領域 () を含む) では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。







追第1次 表へー11-1 保管容器G型 仕様





許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造 及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット保管容器
設備・機器名称	保管容器G型	
機器名	—	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第1加工棟	
員数	2438 個	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	別表へー11-1-1-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [図]
	その他の構成機器	ペレットトレイ (ペレット保管ラック B 型 No. 1 に収納する場合)
	その他の性能	最大取扱量: [図] (ペレット保管容器 (保管容器G型) 1 個) 可搬式 (耐震重要度分類: なし)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾⁽⁴⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域 ([図]を含む) の単一ユニット「ペレット保管ラック B 型」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 ペレット保管容器 (保管容器G型) 内寸 幅: 23 cm 以下 長さ: 27.5 cm 以下 高さ: 8 cm 以下 ペレット層数: 7 層以下 (ペレット保管ラック B 型 No. 1 に収納する場合) (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を別表へー11-1-1-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—

安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等	—
安全避難通路等	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図へ-1-1、図へ-1-2、図へ-11-1

- (1) 保管容器G型は、第2加工棟 []、第1加工棟 [] において共用する。
- (2) 第2-3領域 ([] を含む) では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置しており、第2-3領域に設置された単一ユニットの構成に保管容器G型を含ませている。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 保管容器G型を共用する第2-2領域 ([] を含む)、第2-4領域 ([] を含む)、第2-7領域 ([] を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域、第2-4領域、第2-7領域それぞれに設置された単一ユニットの構成に保管容器G型を含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (4) 保管容器G型を共用する第一領域 ([] を含む) における核燃料物質の臨界防止については、 [] における輸送容器の取扱いにより、臨界安全評価は不要である。


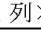


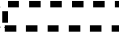
追第1次 表へー12-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1 仕様


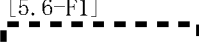

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	ペレット貯蔵設備 ペレット保管ラックE型
設備・機器名称		ペレット保管ラックE型 No. 2-1
機器名		—
変更内容		改造(耐震補強の仕様を別表へー12-1-1に示す。) 改造(火災対策のため、扉を不燃性・難燃性材料に変更する。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(1列×  行×6段)
	主要な構造材	別表へー12-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ペレット保管容器
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ^㉒	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域(を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックE型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向:1列 棚のペレット保管容器列数:2列以下 横方向:無限個 上下方向:無限個 ペレット保管容器の面間距離:46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数:2段以下 棚収納部高さ:9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦:34 cm以下 横:34 cm以下 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板厚さ:0.5 cm以上 吸収板配列:各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)</p>
		<p>[3.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域(を含む)では、単一ユニットの配置を立体角法により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように「ペレット保管ラックE型」等の単一ユニットを配置している。核的に安全な配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
火災等による損傷の防止 ^㉓		<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とし、視認性の確保が必要な扉はステンレス鋼及びポリカーボネート製としている。 材料を別表へー12-1-2に示す。</p>
安全機能を有する施設の地盤 ^㉔		—


地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー12-1-2に示す。 アンカーボルトで床面と天井に固定している。 床面：  天井： 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽¹⁾	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽¹⁾	—
加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位6.5 cmに対して、  cm以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能	[7.1-F1] ペレット保管容器を貯蔵する際に落下しないよう、扉を設けている。
遮蔽 ⁽¹⁾	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計としている。
換気 ⁽¹⁾	—
核燃料物質等による汚染の防止 ⁽¹⁾	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等 ⁽¹⁾	—
安全避難通路等 ⁽¹⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽¹⁾	—
非常用電源設備 ⁽¹⁾	—
通信連絡設備 ⁽¹⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー12-1～図へー12-3

(1) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

追第1次 表へー13-1 燃料棒保管ラックB型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラックB型
設備・機器名称	燃料棒保管ラックB型 No.1	
機器名	—	
変更内容	改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー13-1-1に示す。) 改造(火災対策のため、防塵カバーを不燃性材料に変更する。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	多段棚式(1列×  行×24段)
	主要な構造材	別表へー13-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	防塵カバー
	その他の性能	最大貯蔵能力:  ⁽¹⁾
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	<p>[3.1-F1]</p> <p>(単一ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-5領域(を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。</p> <p>濃縮度5 wt%以下</p> <p>形状寸法制限(棚配列)</p> <p>燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む)</p> <p>列方向:2列</p> <p>列間距離:400 cm以上</p> <p>横方向:無限個</p> <p>燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48 cm以上</p> <p>上下方向:24段以下</p> <p>燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8 cm以上</p> <p>燃料棒保管容器(保管容器H型)</p> <p>幅:37 cm以下</p> <p>燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型)</p> <p>中性子吸収板の吸収効果</p> <p>中性子吸収板</p> <p>吸収板幅:40 cm以上</p> <p>吸収板長さ:400 cm以上</p> <p>吸収板厚さ:0.18 cm以上</p> <p>吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。</p> <p>材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)</p> <p>(複数ユニットの臨界安全)</p> <p>—⁽²⁾</p>
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-1-2に示す。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—


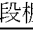



地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー13-1-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 床面：  壁面：
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	—
加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 5.8 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）を貯蔵する際に落下しないよう、トレイストッパを設けている。
遮蔽 ⁽³⁾	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。
換気	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー13-1～図へー13-4





(1) 第2加工棟 に設置する燃料棒保管ラックB型 No.1 と燃料棒保管ラックB型 No.2 の最大

貯蔵能力の合計が、許可に基づく第2加工棟 [] の最大貯蔵能力 [] となる。



- (2) 第2-5領域 ([] を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


追第1次 表へー13-2 燃料棒保管ラックB型 No.2 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラックB型
設備・機器名称	燃料棒保管ラックB型 No.2	
機器名	—	
変更内容	改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー13-2-1に示す。) 改造(火災対策のため、防塵カバーを不燃性材料に変更する。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	多段棚式(1列×  行×24段)
	主要な構造材	別表へー13-2-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	防塵カバー
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (1)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	<p>[3.1-F1]</p> <p>(単一ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-5領域(を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。</p> <p>濃縮度5 wt%以下</p> <p>形状寸法制限(棚配列)</p> <p>燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む)</p> <p>列方向:2列 列間距離:400 cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48 cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37 cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型)</p> <p>中性子吸収板の吸収効果</p> <p>中性子吸収板 吸収板幅:40 cm以上 吸収板長さ:400 cm以上 吸収板厚さ:0.18 cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)</p> <p>(複数ユニットの臨界安全)</p> <p>—⁽²⁾</p>
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	<p>[4.3-F1]</p> <p>設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-2-2に示す。</p>
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽³⁾	—

地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー13-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 床面：  壁面： 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽³⁾	—
加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 5.8 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
材料及び構造	—
閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）を貯蔵する際に落下しないよう、トレイストッパを設けている。
遮蔽 ⁽³⁾	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。
換気	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	—
警報設備等 ⁽³⁾	—
安全避難通路等 ⁽³⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽³⁾	—
非常用電源設備 ⁽³⁾	—
通信連絡設備 ⁽³⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。







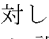
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー13-1、図へー13-5～図へー13-7
-----	---


(1) 第2加工棟  に設置する燃料棒保管ラック B 型 No. 1 と燃料棒保管ラック B 型 No. 2 の最大貯蔵能力の合計が、許可に基づく第2加工棟 第2燃料棒保管室の最大貯蔵能力  となる。


(2) 第2-5領域 ( を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラック B 型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

(3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


追第1次 表へー14-1 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッククレーン 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.7
設備・機器名称	燃料棒搬送設備 No.7	
機器名	燃料棒スタッククレーン	
変更内容	改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー14-1-1に示す。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー14-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域( を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(容器数) 燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。 (複数ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー14-1-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第2類(耐震重要度分類第1類に相当する水平震度であっても、隣接する耐震重要度分類第1類の設備である燃料棒保管ラックB型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2への波及的影響はない。) 強度部材を別表へー14-1-2に示す。 アンカーボルトで走行レール部を床面に固定している。 走行レール部: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位5.8cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器(保管容器H型)を取り扱う際に落下しないよう、ガイドを設けている。
遮蔽	—	
換気	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	

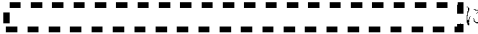


安全機能を有する施設	<p>[11. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。</p> <p>[11. 2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。</p>
搬送設備	<p>[12. 1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する能力を有している。</p> <p>[12. 1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力：</p>
警報設備等 ⁽²⁾	—
安全避難通路等 ⁽²⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—
非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー1-4-1

- (1) 第2-5領域（を含む）では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


追第1次 表へー14-2 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.7
設備・機器名称		燃料棒搬送設備 No.7
機器名		燃料棒トレイコンベア
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー14-2-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾⁽⁴⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域( を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(容器数) 燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。 (複数ユニットの臨界安全) — ⁽²⁾
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー14-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第2類 強度部材を別表へー14-2-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位5.8cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器(保管容器H型)を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—

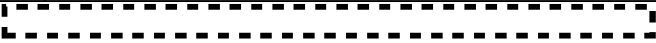

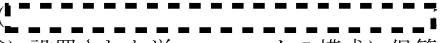
安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
搬送設備	[12.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する能力を有している。
警報設備等 ⁽⁴⁾	—
安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー1-4-2、図へー1-4-3

- (1) 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-5領域  を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアを共用する第2-4領域  を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-4領域に設置された単一ユニットの構成に燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアを含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。



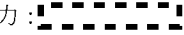
追第1次 表へー15-1 保管容器H型 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	燃料棒保管容器
設備・機器名称		保管容器H型
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		718個
一般仕様	型式	ハンゴ式（燃料棒25本×1段）
	主要な構造材	別表へー15-1-1に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量：  （燃料棒保管容器（保管容器H型）1個） 可搬式（耐震重要度分類：なし）
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽³⁾	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-5領域（  を含む）の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限（燃料棒数） 燃料棒保管容器（保管容器H型） 幅：37cm以下 燃料棒配列：25本以下／燃料棒保管容器（保管容器H型） （複数ユニットの臨界安全） — ⁽²⁾
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とする。 材料を別表へー15-1-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
警報設備等	—	
安全避難通路等	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
廃棄施設	—	

放射線管理施設	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー15-1

- (1) 保管容器H型は、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-5領域  を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置しており、第2-5領域に設置された単一ユニットの構成に保管容器H型を含ませている。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 保管容器H型を共用する第2-4領域  を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-4領域に設置された単一ユニットの構成に保管容器H型を含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。

追第3次 表へー5ー1 第1ー1 輸送物保管区域 仕様






許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	輸送物保管区域 第 1ー1 輸送物保管区域
設備・機器名称 機器名	{5009} 第 1ー1 輸送物保管区域 —	
変更内容	新設 (輸送物の保管に限定する第 1ー1 輸送物保管区域を新設する。)	
設置場所	第 1 加工棟  ⁽¹⁾	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて 180 個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器 1 個につき、粉末又はペレットの輸送容器 5 個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて 180 個以下とする。) 床面にペイントで第 1ー1 輸送物保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 (いずれも輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

追第3次 表へー5-1 第1-1 輸送物保管区域 仕様 (続き)


技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [] とする設計。 ここで、年間の延べ貯蔵能力は [] とするよう管理。</p> <p>[99-F4] 第1-1 輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する設計。</p> <p>[99-F5] 第1-1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きで管理。</p>	
添付図	図へー5-1-1	

(1) 加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づき、 [] の部屋名称を [] に変更する。

追第4次 表へー2ー1 燃料集合体保管ラックC型 No.1 仕様





許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型
設備・機器名称 機器名	{5053} 燃料集合体保管ラックC型 No.1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 6 領域 (南側) の単一ユニット (No. 2-6(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 33.5 cm 以上 上下方向: 1 個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 24.7 cm 以下 横 内寸: 24.7 cm 以下 厚さ : 0.1 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。⁽¹⁾</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

追第4次 表へー2-1 燃料集合体保管ラックC型 No.1 仕様


技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。 [10.1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー2-1-1-1、図へー1、図へー2-1	

(1) 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様。

追第4次 表へー2ー2 燃料集合体保管ラックC型 No.2 仕様






許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型
設備・機器名称 機器名	{5054} 燃料集合体保管ラックC型 No.2 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域 (北側) の単一ユニット (No.2-6(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 33.5 cm 以上 上下方向: 1 個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 24.7 cm 以下 横 内寸: 24.7 cm 以下 厚さ : 0.1 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-6領域 (北側) には、1つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。⁽¹⁾</u>
		[5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
		[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

追第4次 表へー2-2 燃料集合体保管ラックC型 No.2 仕様


技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。 [10.1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー2-1-1-1、図へー1、図へー2-2	

(1) 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様。

追第4次 表へー2ー3 燃料集合体保管ラックD型 No.1 仕様




許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックD型
設備・機器名称 機器名	{5055} 燃料集合体保管ラックD型 No. 1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座、ワイヤーロープ、エンドレス金具
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) の単一ユニット (No. 2-6(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向: 2 列 横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 27.5 cm 以上 各列に 6 個に 1 個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を 1 列目と 2 列目で 3 個ずつずらす。 上下方向: 1 個 中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 23.3 cm 以下 横 内寸: 23.3 cm 以下 厚さ : 0.5 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。⁽¹⁾</u></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> 

追第4次 表へー2-3 燃料集合体保管ラックD型 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。 [10.1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー2-1-1-1、図へー1、図へー2-1	

(1) 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様。


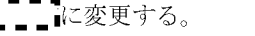
追第1次 表へー16-1 燃料集合体保管ラックE型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 燃料集合体一時保管設備 燃料集合体保管ラックE型 ⁽¹⁾
設備・機器名称	燃料集合体保管ラックE型 No.1	
機器名	—	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	燃料集合体
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 撤去の跡仕舞いとしての塗装には、難燃性材料を使用している。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-F1] 設備・機器の撤去を行い、最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	[8.1-F1] 設備・機器の撤去を行い、最大貯蔵能力を削減することにより、線量の低減を図っている。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F2][99-F3] 設備・機器の撤去を行い、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4	



(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。



追第2次 表へー2-1 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No. 2 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{5067} 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No. 2	
変更内容	撤去	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	2 台	
一般仕様	型式	多段棚式 (5 段)
	主要な構造材	ステンレス鋼、アクリル
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	試料保管容器
	その他の性能	最大貯蔵能力:  最大保管能力: 試料保管容器 20 個/台
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末 ⁽³⁾ 、酸化ウランペレット ⁽³⁾ 、金属ウラン ⁽³⁾
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3	

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可)に基づき、第 2 加工棟  の部屋名称を第 2 加工棟  に変更する。
- (3) 天然ウラン及び劣化ウランのみとする。天然ウラン及び劣化ウランのみを取り扱う本設備・機器については、臨界安全に関する制限値を適用しない。
- (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース(表リ-2-6)の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース(表リ-2-6)の撤去においてその適合性を確認する。

追第2次 表へー2-2 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	{5067-2} 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2 ⁽¹⁾
設備・機器名称		試験開発燃料貯蔵設備
機器名		試料保管容器
変更内容		撤去
設置場所		第2加工棟 
員数		50個
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態		酸化ウラン粉末 ⁽³⁾ 、酸化ウランペレット ⁽³⁾ 、金属ウラン ⁽³⁾
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。 ⁽⁵⁾
添付図		図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、第2加工棟  の部屋名称を第2加工棟  に変更する。
- (3) 天然ウラン及び劣化ウランのみとする。天然ウラン及び劣化ウランのみを取り扱う本設備・機器については、臨界安全に関する制限値を適用しない。
- (4) 本設備・機器は可搬式であることから、撤去する際には撤去跡が残ることはない。また、本設備・機器を貯蔵する試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2(表へー2-1)は、試験開発設備 試験設備ベース(表りー2-6)の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース(表りー2-6)の撤去においてその適合性を確認する。
- (5) 本設備・機器は試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2(表へー2-1)に貯蔵されているため、試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2(表へー2-1)とともに核燃料物質の貯蔵施設として撤去する。

追第3次 表へー3-1 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 第1-1貯蔵容器保管設備
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5064} 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	
変更内容	撤去(第1-1貯蔵容器保管区域と、その構成機器である鋼製パレット、ストッパ及びアンカーボルトを撤去する。)	
設置場所	第1加工棟 [redacted]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法(単位:mm)	概略寸法:[redacted]
	その他の構成機器	鋼製パレット 204個(上・中段用136個、下段用68個) ストッパ 136個、アンカーボルト 2本/ストッパ
	その他の性能	最大貯蔵能力:[redacted]
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域の撤去を行う。	
添付図	図へー5-1-1	

(1) 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、[redacted]の部屋名称を[redacted]に変更する。

追第3次 表へー3-2 粉末・ペレット貯蔵容器I型 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 粉末・ペレット貯蔵容器I型
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5066} 粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	
変更内容	撤去 ⁽¹⁾ (粉末・ペレット貯蔵容器I型480個を撤去する。)	
設置場所	第1-3貯蔵棟 [] 第2加工棟 []	
員数	480個	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	—
	寸法(単位:mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 粉末・ペレット貯蔵容器I型600個のうち480個を撤去する。	
添付図	—	

- (1) 本申請では、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可(平成17年6月28日付け平成17・04・28原第6号にて認可)を受けた粉末・ペレット貯蔵容器I型600個のうち、480個を撤去する。今後も使用する粉末・ペレット貯蔵容器I型(120個)は次回以降の設工認で適合性を確認する。
- (2) 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、 [] の部屋名称を [] に変更する。

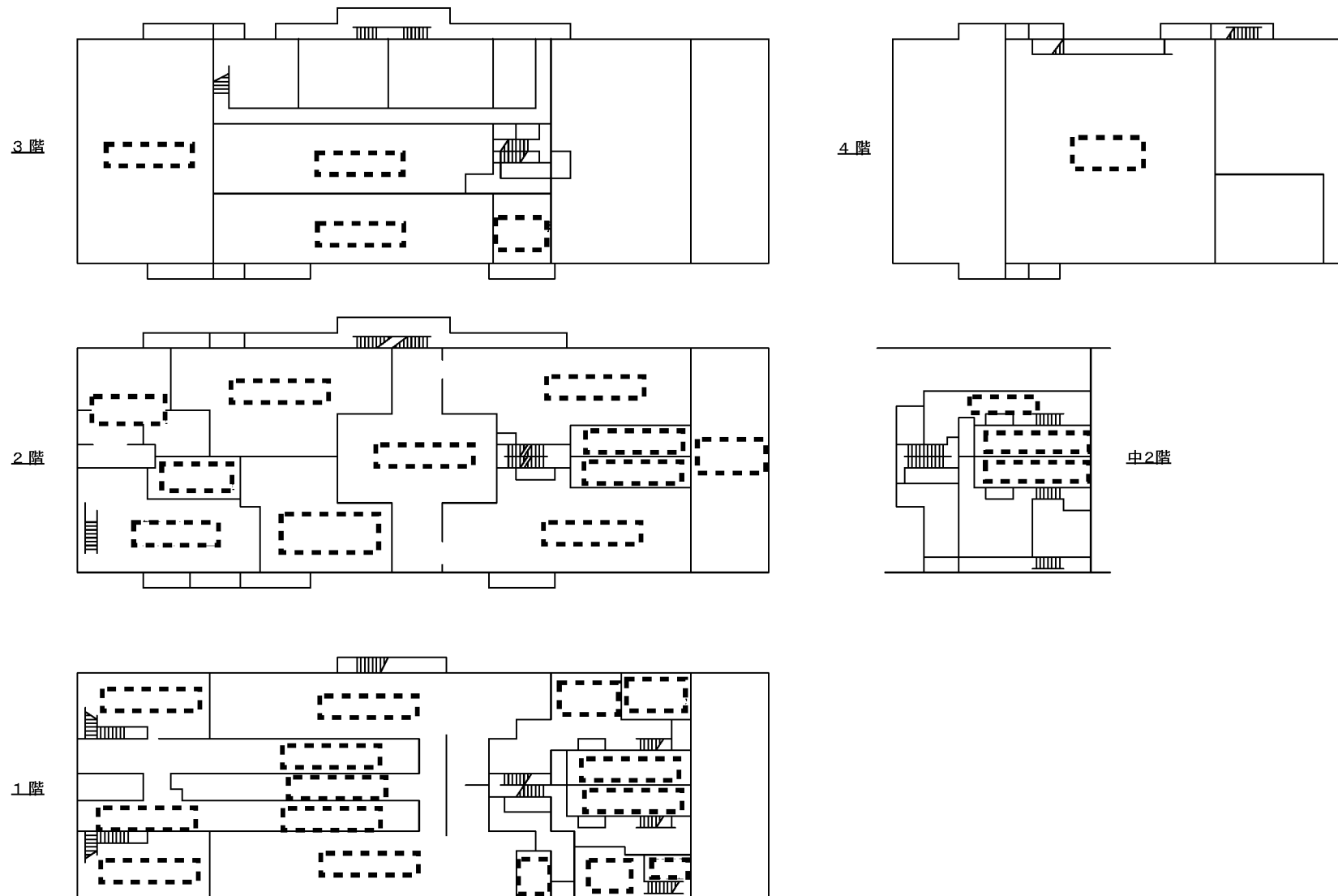
追第3次 表へー4ー1 第1ー1 燃料集合体保管設備 第1ー1 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1ー1 燃料集合体保管設備
設備・機器名称 機器名	{5065} 第 1ー1 燃料集合体保管設備 第 1ー1 燃料集合体保管区域	
変更内容	撤去 (第 1ー1 燃料集合体保管区域と、その構成機器であるストッパ及びアンカーボルトを撤去する。)	
設置場所	第 1 加工棟 [redacted]	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [redacted]
	その他の構成機器	ストッパ 80 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ
	その他の性能	最大貯蔵能力: [redacted] (集合体輸送容器 NFI-V 型で 18 個) 最大段数: 2 段
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 第 1ー1 燃料集合体保管設備 第 1ー1 燃料集合体保管区域の撤去を行う。	
添付図	図へー 5ー1ー1	

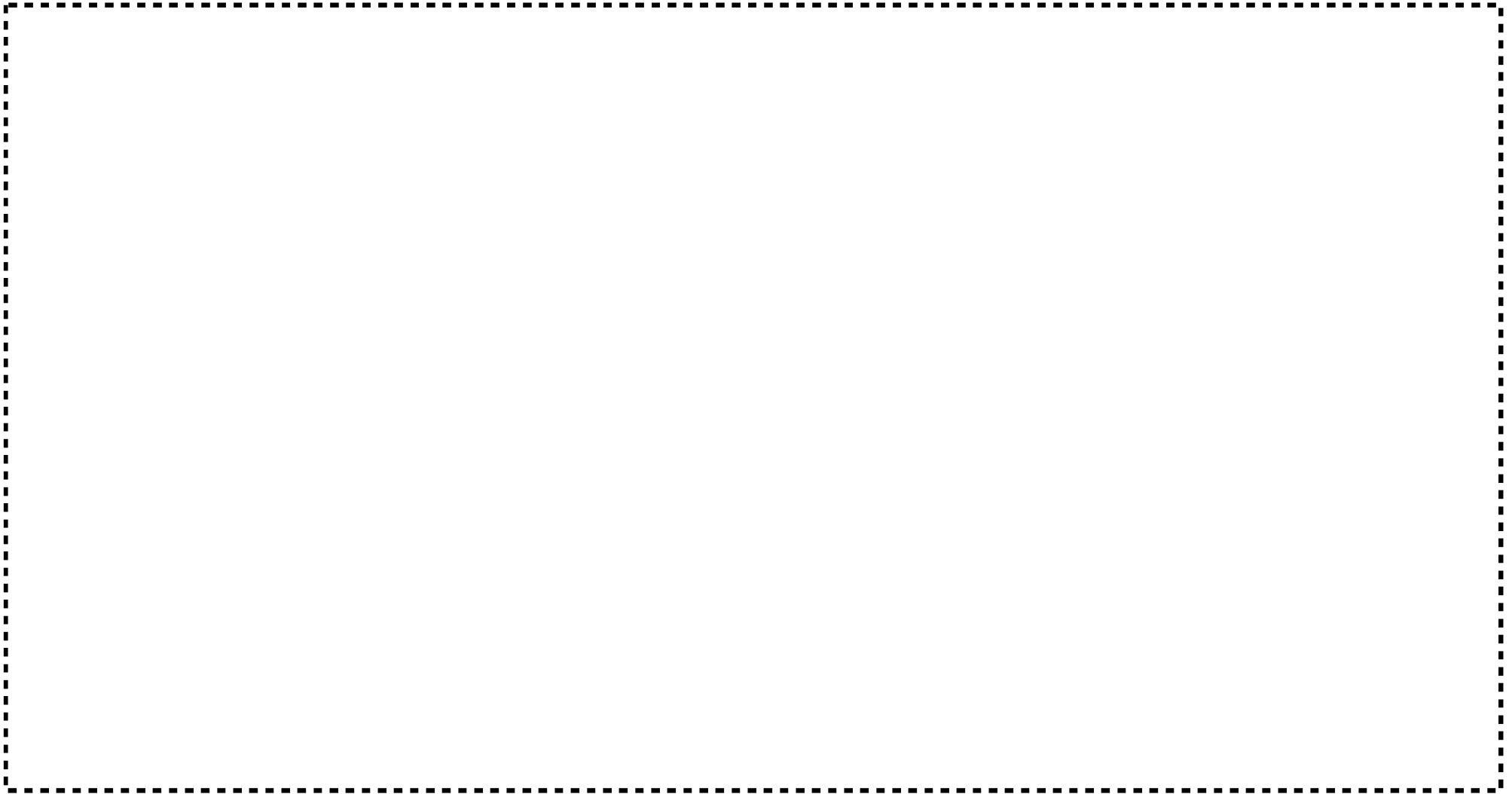
- (1) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、[redacted] の部屋名称を [redacted] に変更する。

4. 添付図一覧表

番号	名称
図へー2P設-1(1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図へー2P設-1(2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト 架台上の設備)
図へー2P設-1(3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階及び3階)
図へー2P設-1(4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図へー2P設-1(5)	第2-3領域の複数ユニットの配置全体図
図へー2P設-1(6)	第2-6領域の複数ユニットの配置全体図
図へー2P設-1(7)	第2-7領域の複数ユニットの配置全体図
図へー2P設-1(8)	第2-7領域の単一ユニット一覧表
図へー2P設-2-1	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1
図へー2P設-3-1	スクラップ保管ラック D型 No. 2-1
図へー2P設-4-1	スクラップ保管ラック E型 No. 2-1
図へー2P設-5-1	ペレット保管ラック D型 No. 2-1
図へー2P設-6-1	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車
図へー2P設-6-2(1)	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1
図へー2P設-6-2(2)	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 (ガイド拡大図)
図へー2P設-6-3	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2
図へー2P設-7-1	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター
図へー2P設-7-2	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台
図へー2P設-8-1(1)	ペレット保管ラック E型リフター
図へー2P設-8-1(2)	ペレット保管ラック E型リフター (ペレット保管容器収納部拡大図)
図へー2P設-9-1	第2-1燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域 第2-3燃料集合体保管区域 第2-4燃料集合体保管区域
図へー2P設-10-1(1)	5 ton 天井クレーン (1/2)
図へー2P設-10-1(2)	5 ton 天井クレーン (2/2)
図へー2P設-11-1	分析試料保管棚
図へー2P設-12-1	開発試料保管棚



図へー 2 P 設-1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置



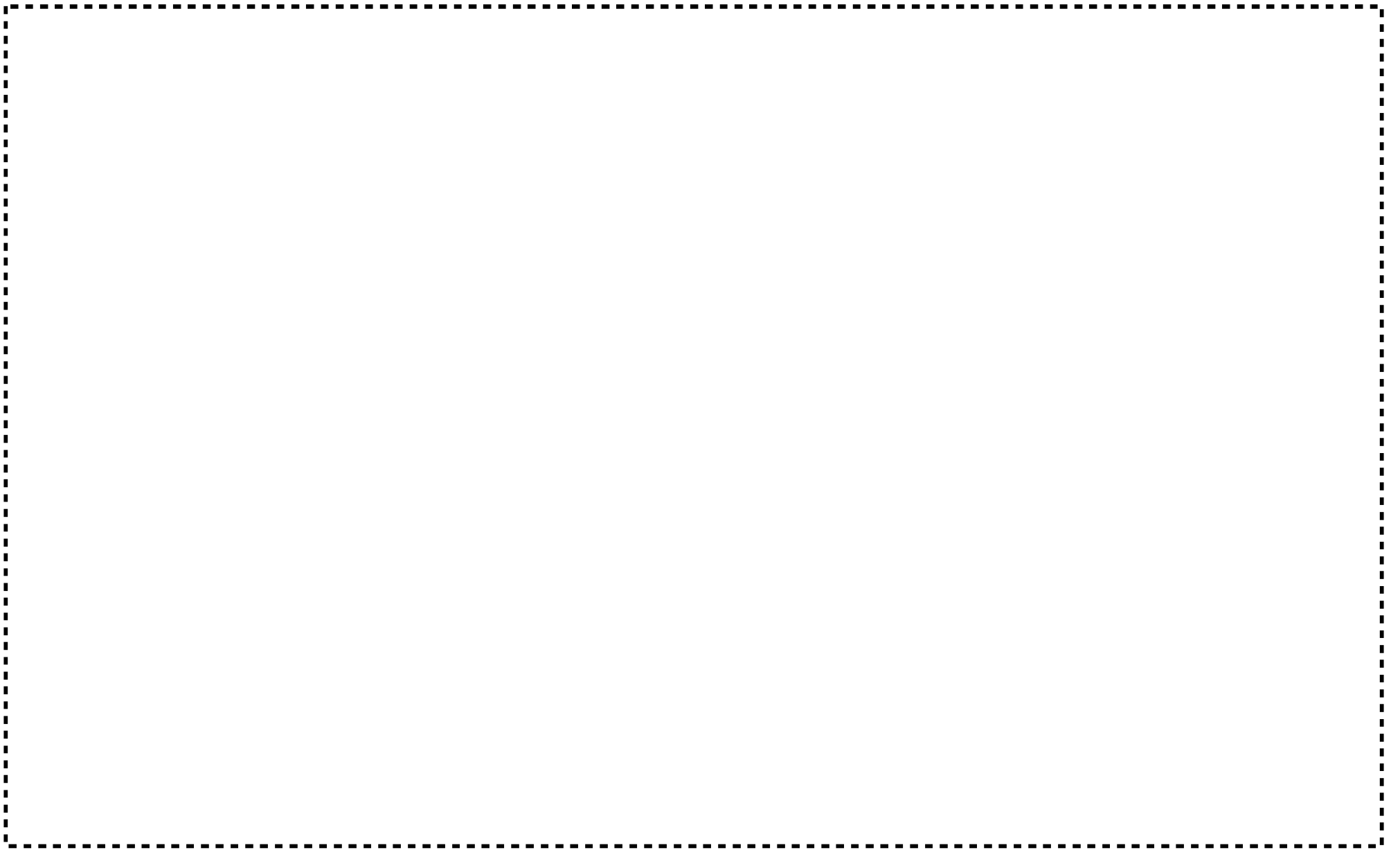
図へー 2 P 設ー 1 (2) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図
(1 階及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト 架台上の設備)



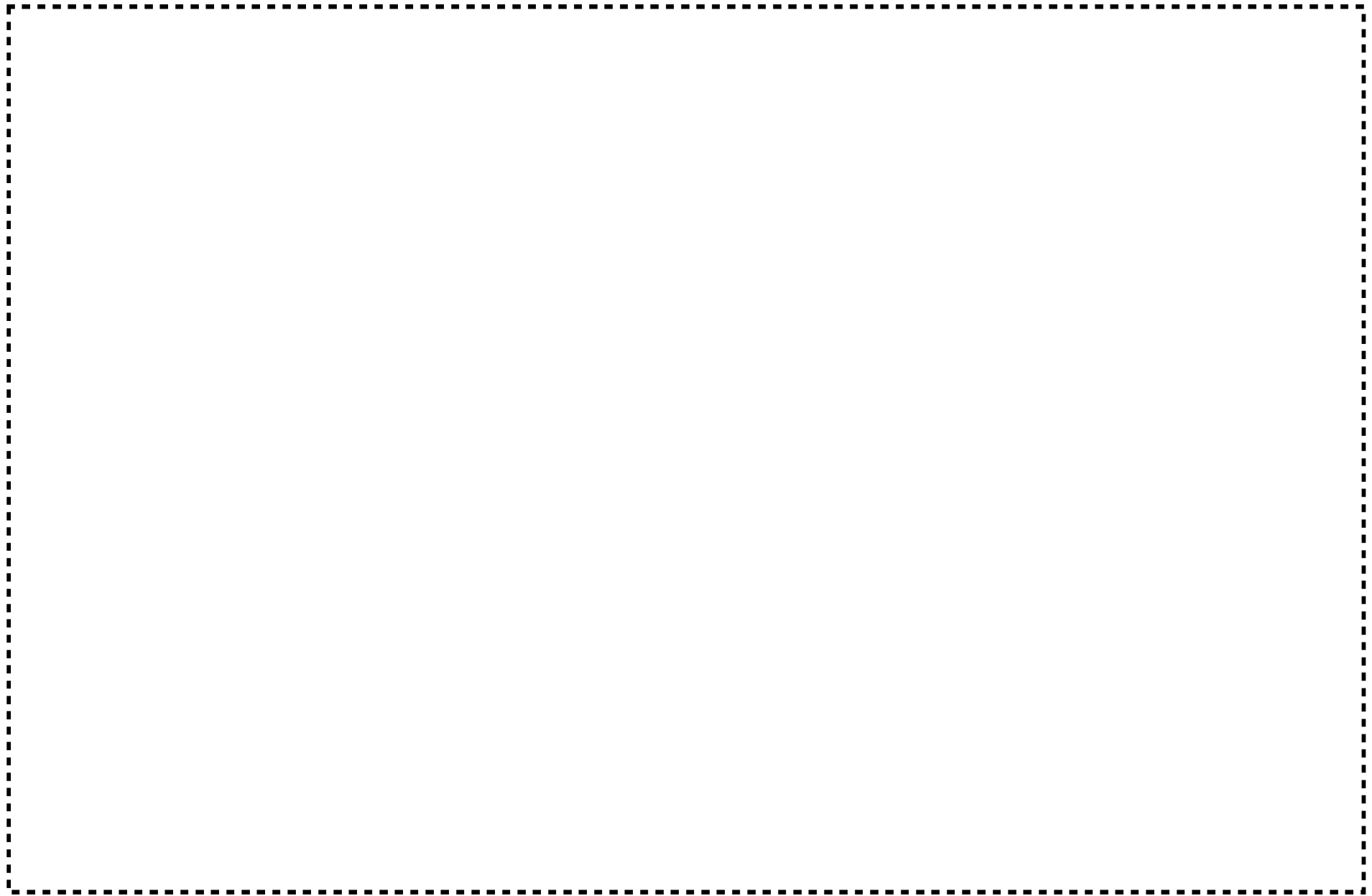
813

図へー 2 P 設ー 1 (3) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2 階及び 3 階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
5036	スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1	5044	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	5058	第 2 - 1 燃料集合体保管区域
5037	スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1	5045	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	5059	第 2 - 4 燃料集合体保管区域
5038	スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1	5046	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	5060	5 ton 天井クレーン
5039	ペレット保管ラック D 型 No. 2-1	5048	ペレット保管ラック E 型リフター	5061	分析試料保管棚
5042	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	5056	第 2 - 2 燃料集合体保管区域	5062	開発試料保管棚
5043	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	5057	第 2 - 3 燃料集合体保管区域		



図へー2 P設ー1 (5) 第2ー3領域の複数ユニットの配置全体図



図へー2 P設-1 (6) 第2-6領域の複数ユニットの配置全体図

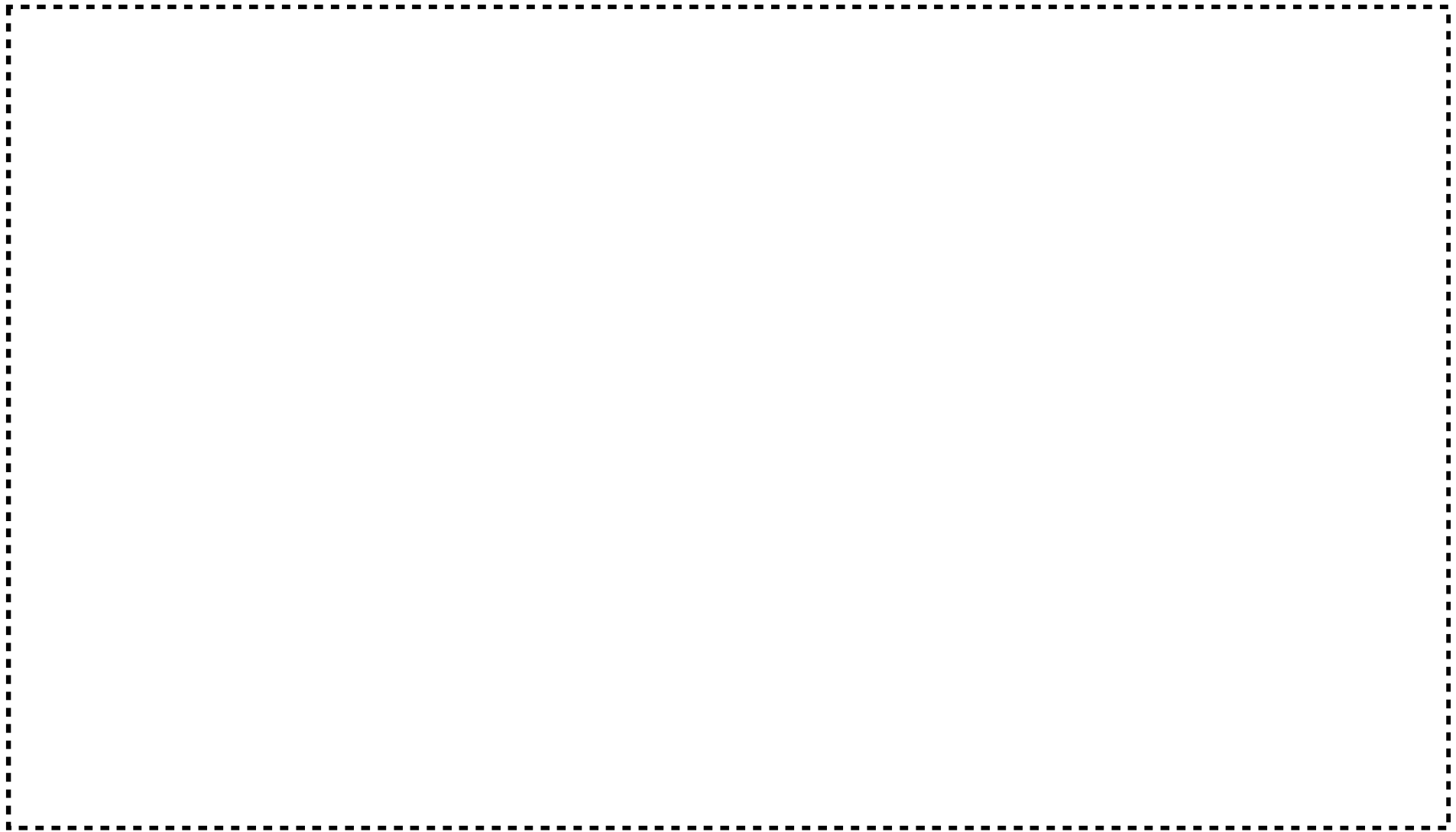


図へー2 P設ー1 (7) 第2ー7領域の複数ユニットの配置全体図



図へー2 P設ー1 (8) 第2ー7領域の単一ユニット一覧表

819



図へー 2 P 設- 2-1 スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

850

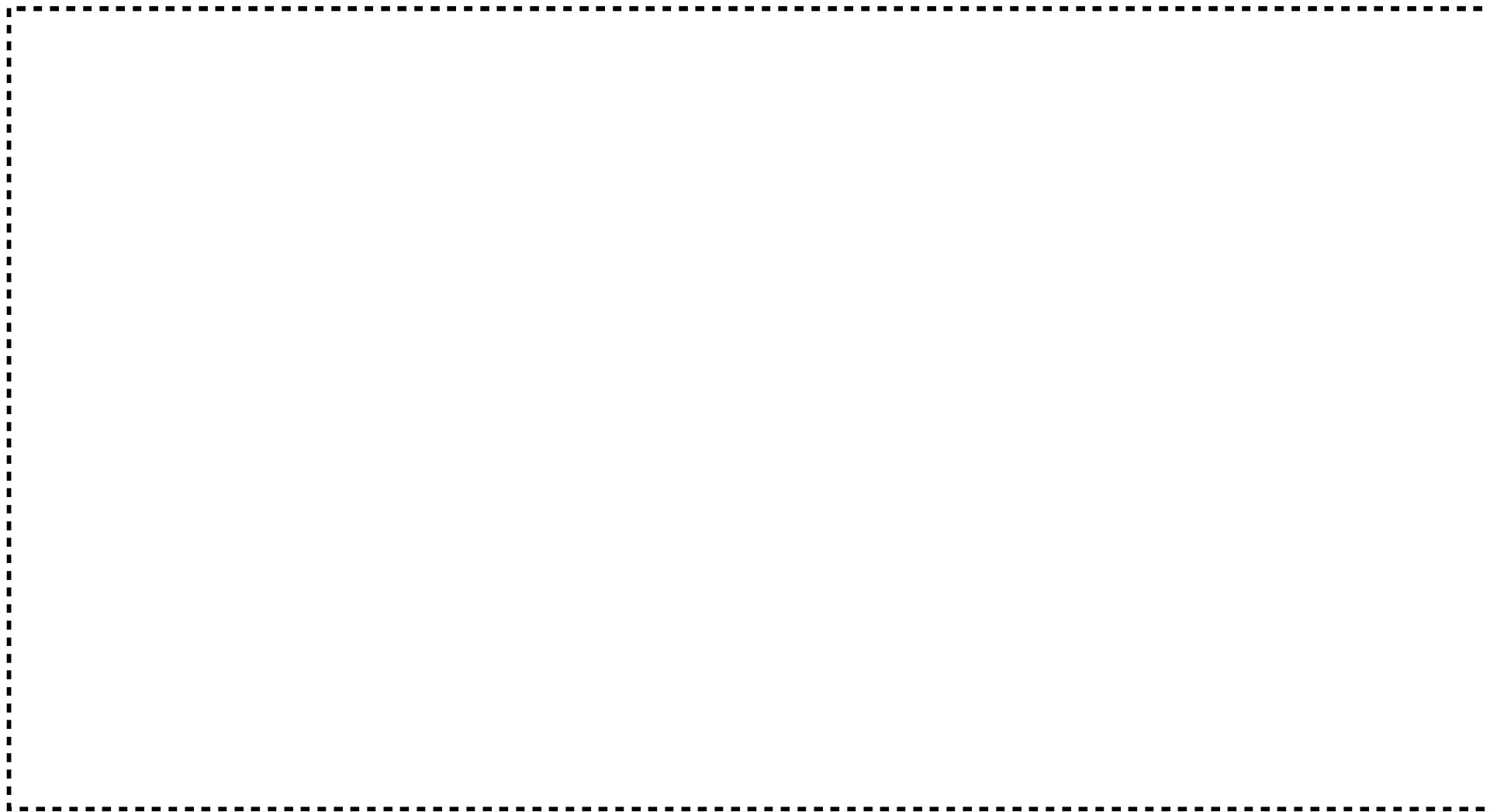


図へー 2 P 設- 3- 1 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

851



図へー 2 P 設 - 4 - 1 スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

852



図へー 2 P 設 - 5 - 1 ペレット保管ラック D 型 No. 2-1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

853



図へー 2 P 設ー 6ー 1 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

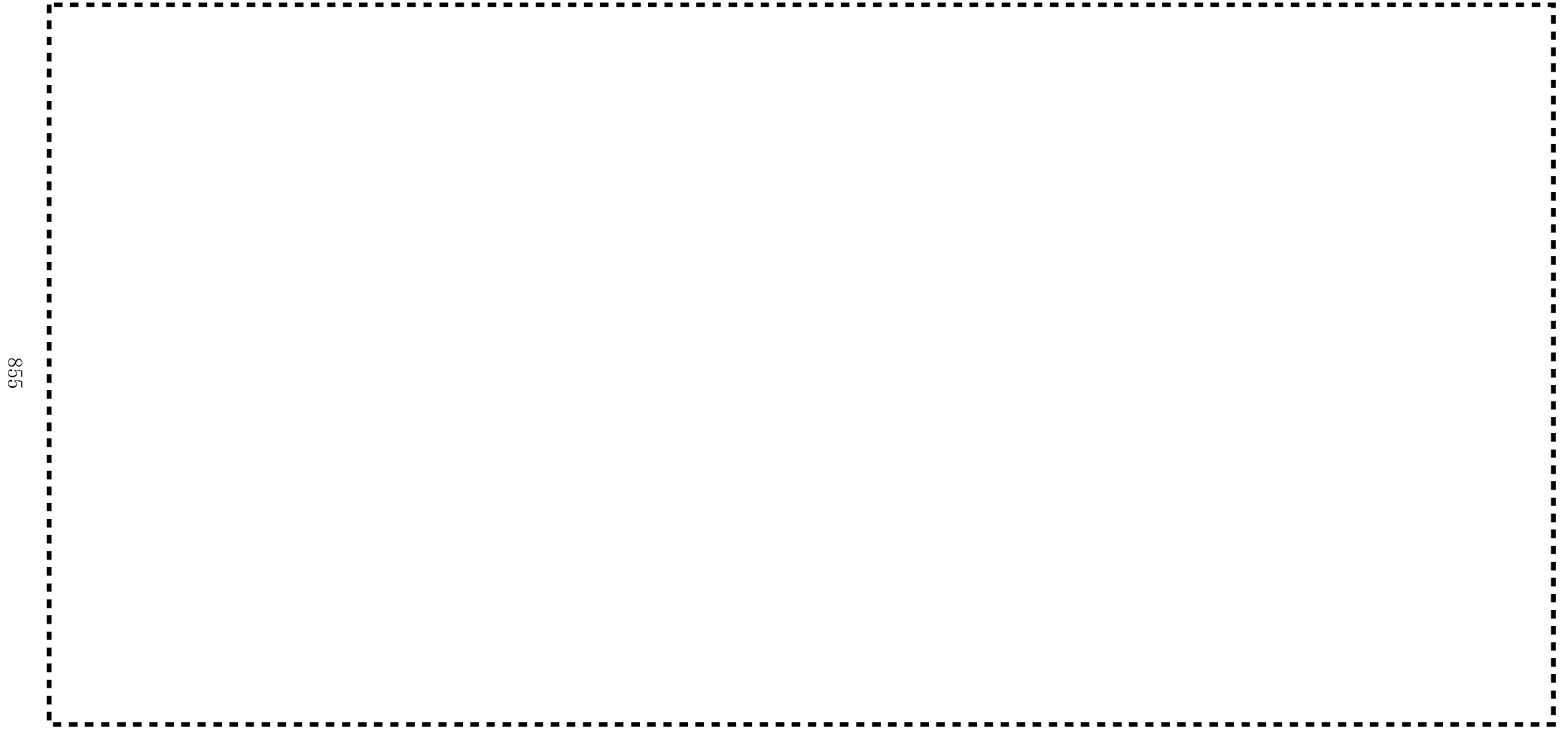
854



図へー 2 P 設 - 6 - 2 (1) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

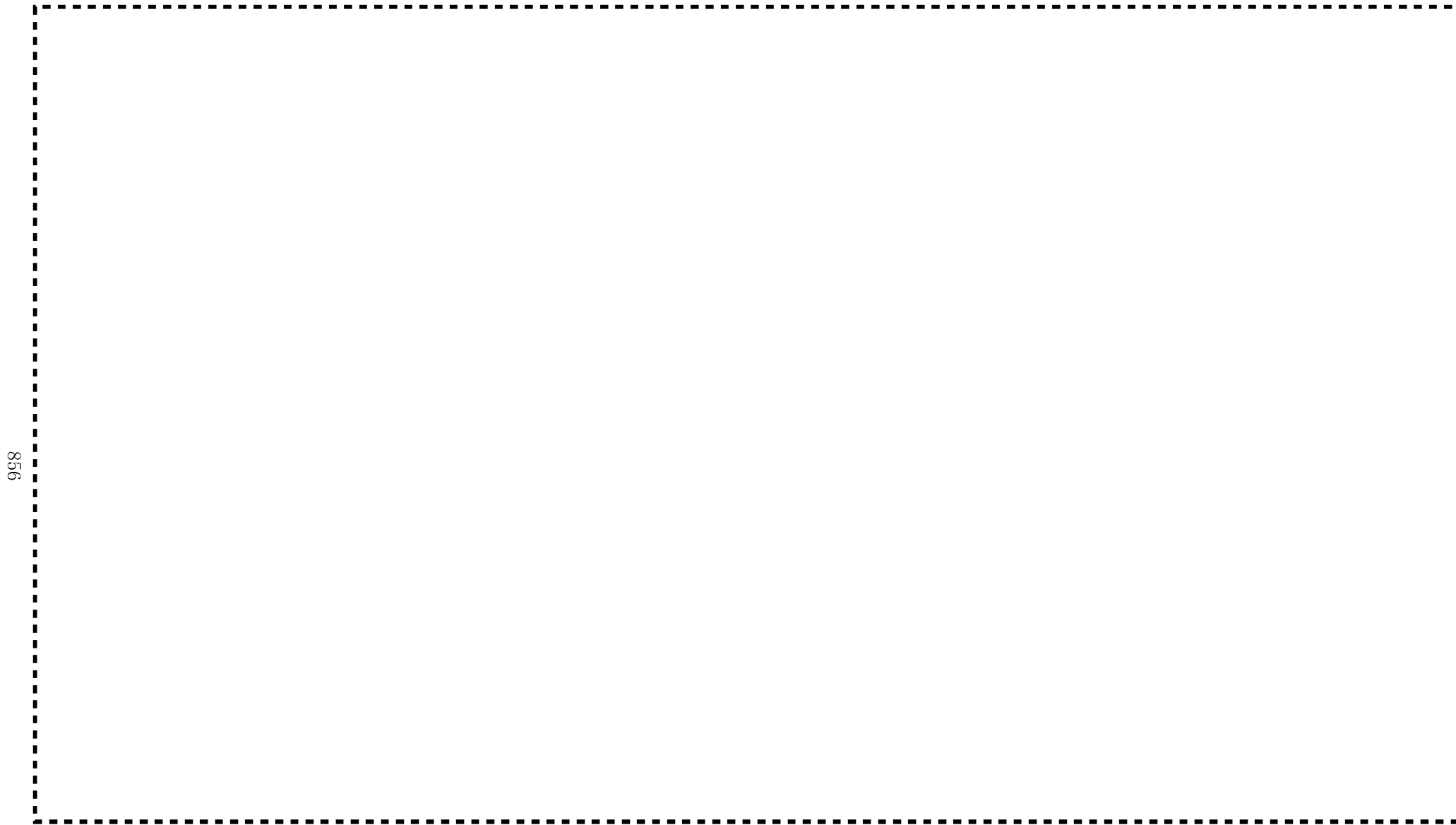
(単位 mm)



図へー 2 P 設 - 6 - 2 (2) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 (ガイド拡大図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

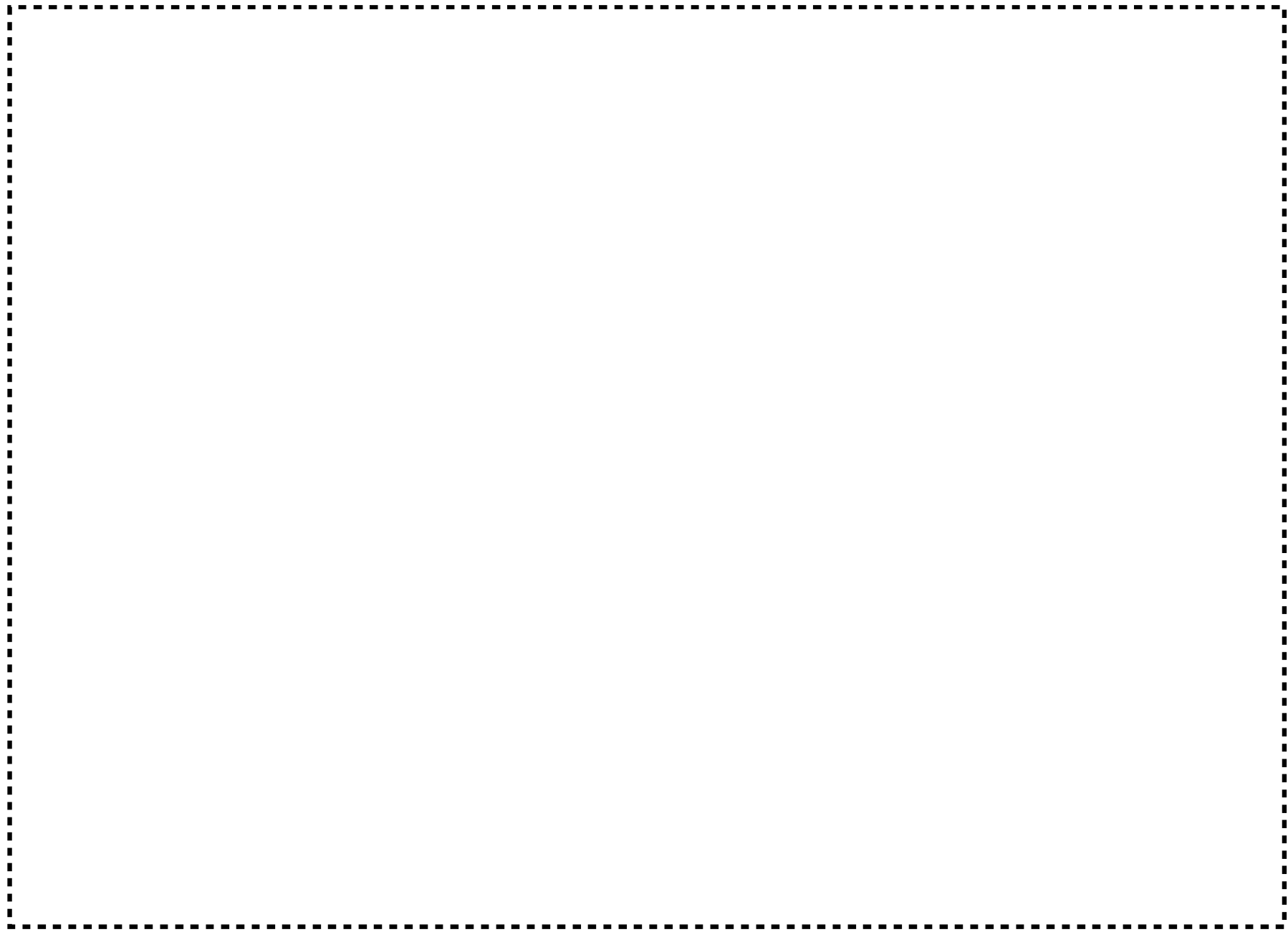
(単位 mm)



図へー 2 P 設 - 6 - 3 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図へー 2 P 設ー 7ー 1 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

858



図へー 2 P 設ー 7ー 2 ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

859

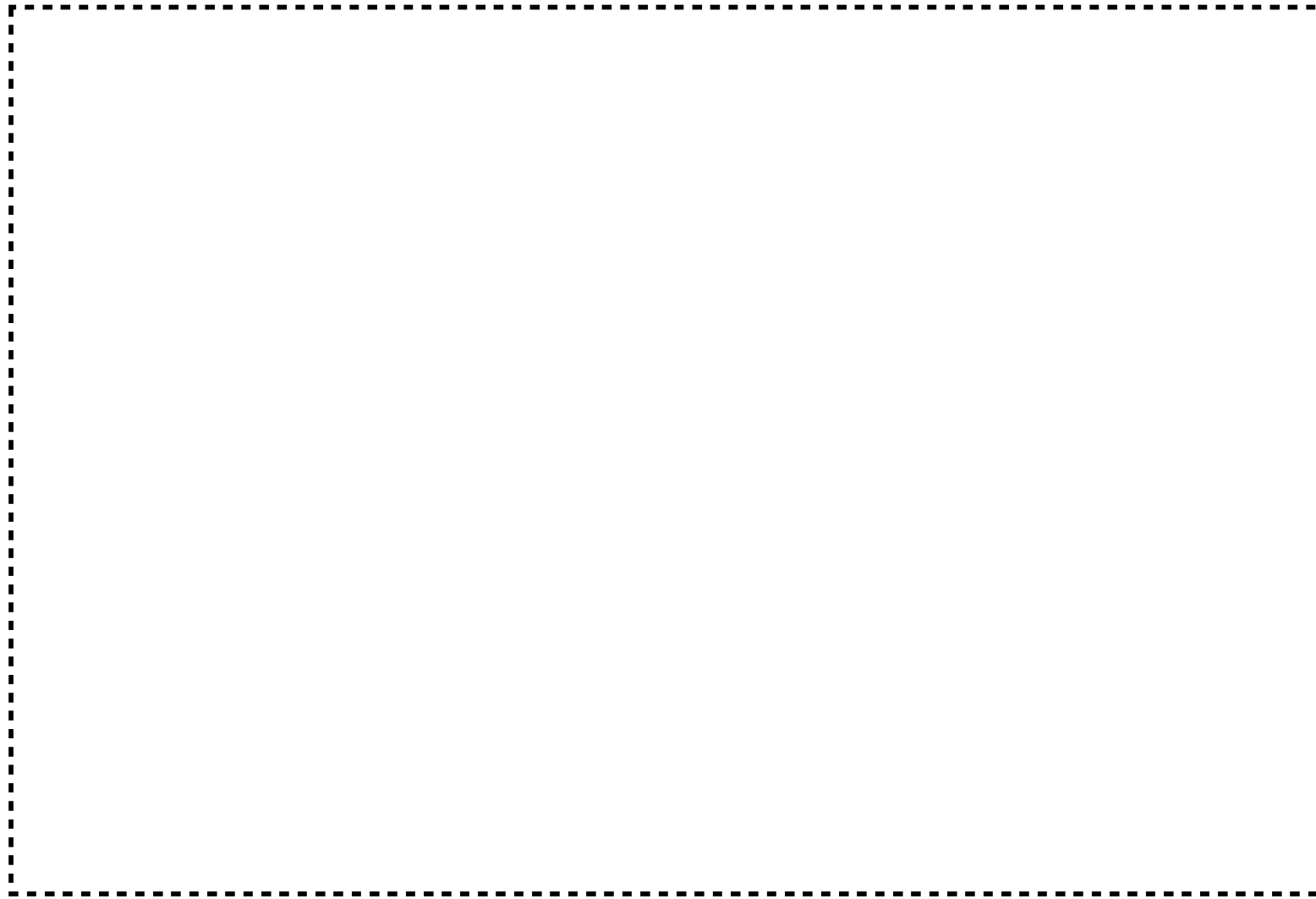


図へー 2 P 設ー 8 - 1 (1) ペレット保管ラック E 型リフター

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

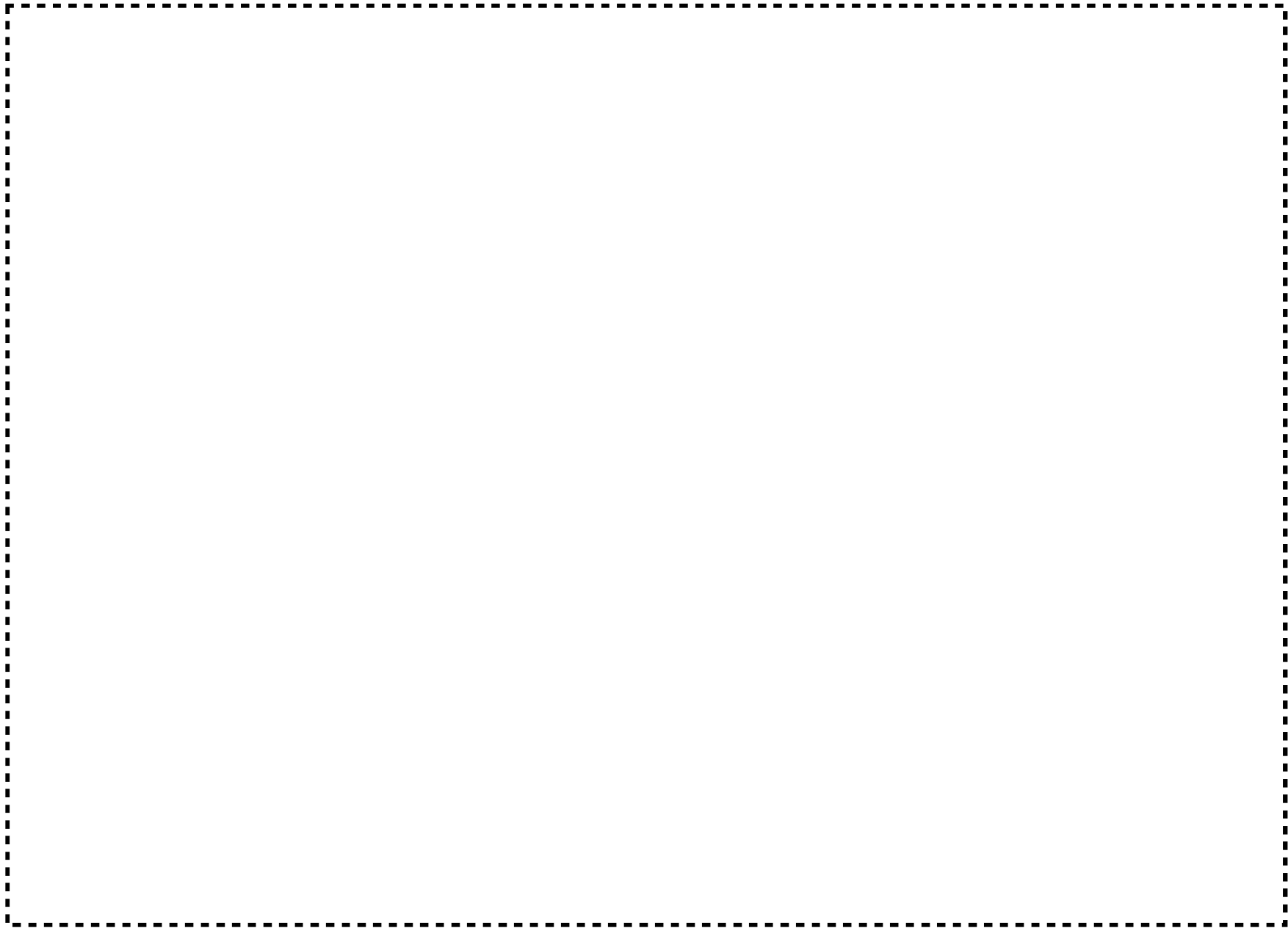
860



図へー 2 P 設- 8-1 (2) ペレット保管ラック E 型リフター (ペレット保管容器収納部拡大図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

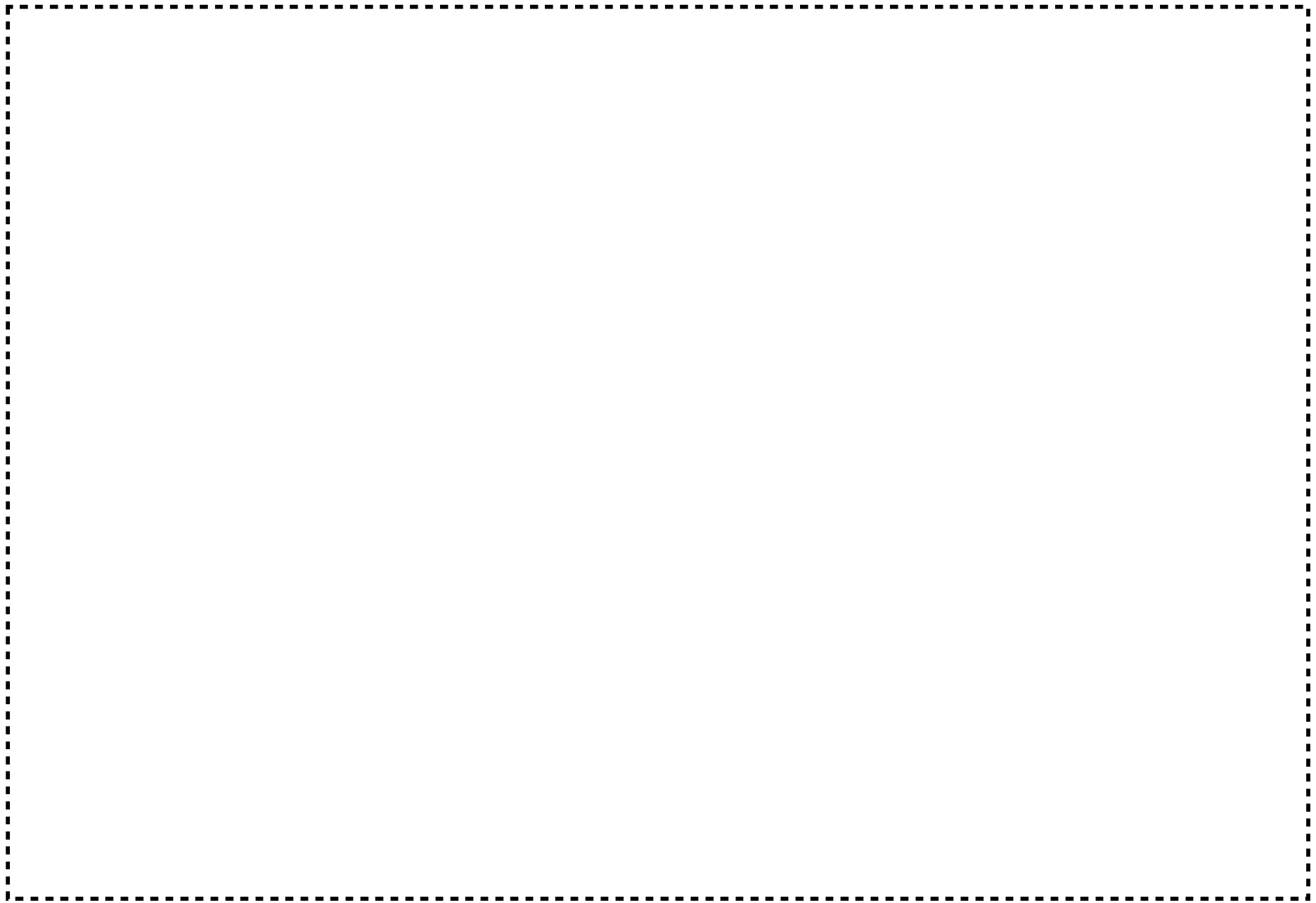


図へー 2 P 設 - 9 - 1 第 2 - 1 燃料集合体保管区域 第 2 - 2 燃料集合体保管区域
第 2 - 3 燃料集合体保管区域 第 2 - 4 燃料集合体保管区域

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

862

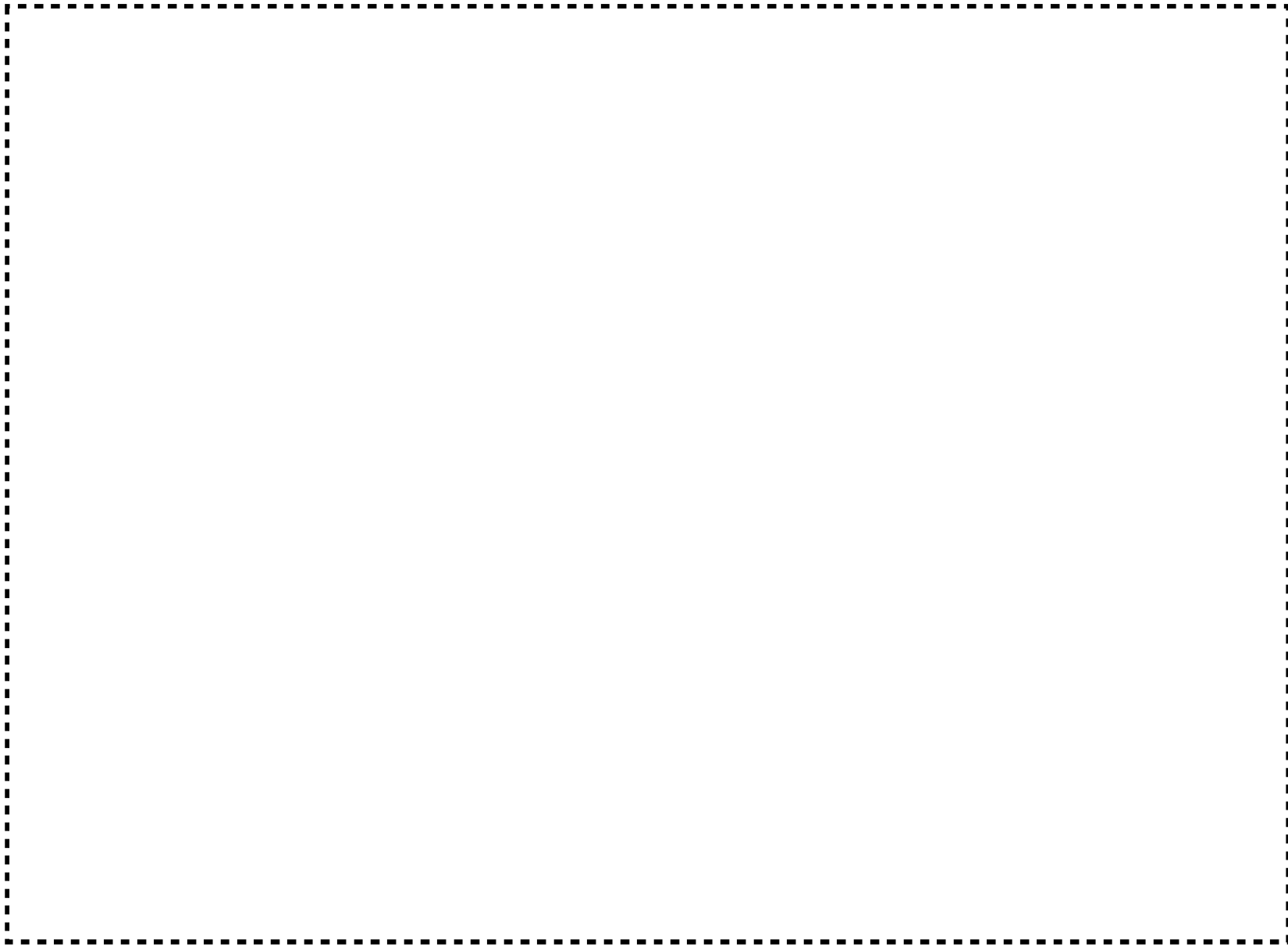


図へー2 P設-10-1 (1) 5 ton 天井クレーン (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

863



図へー2 P設-10-1 (2) 5 ton 天井クレーン (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

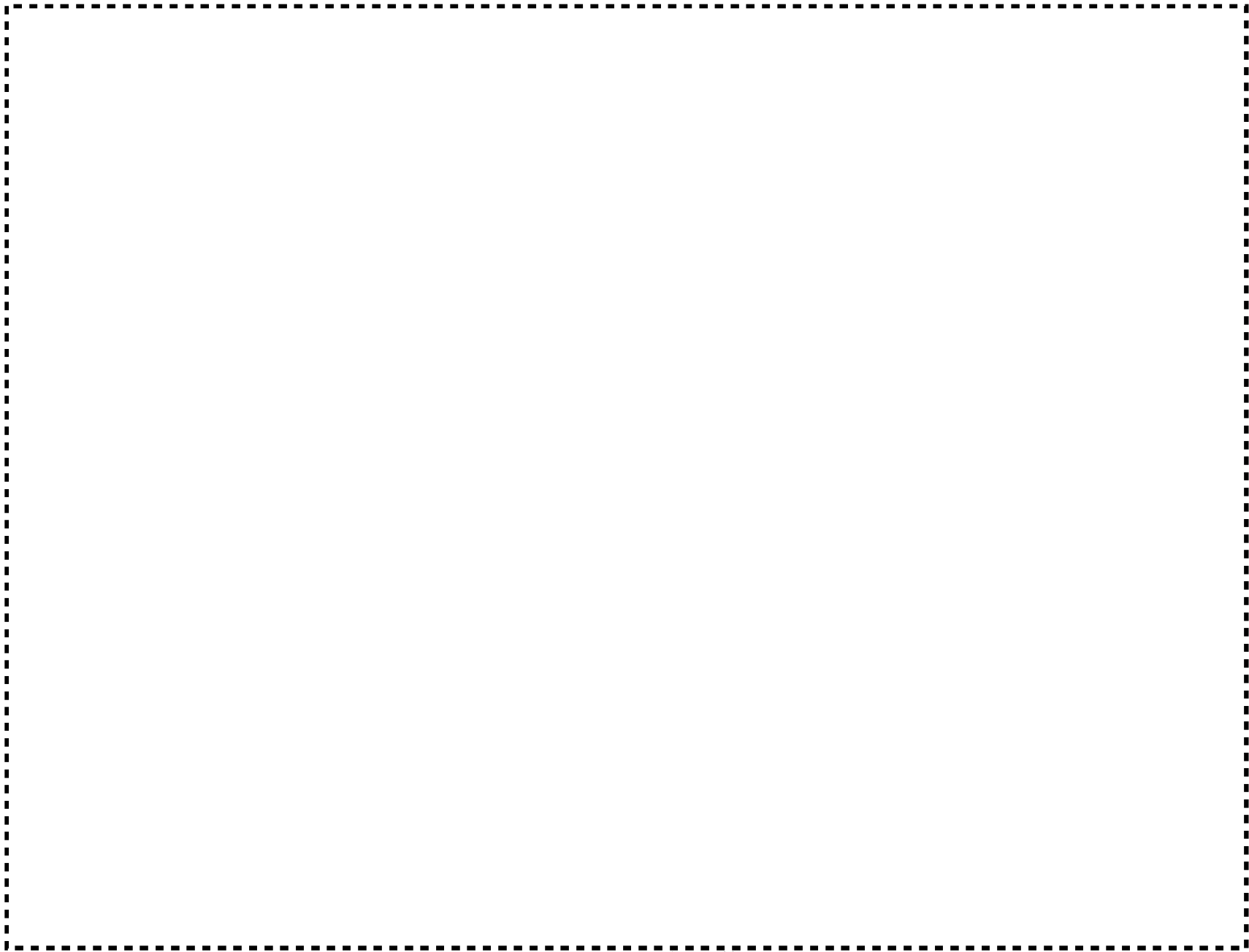
(単位 mm)



図へー 2 P 設ー 1 1ー 1 分析試料保管棚

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図へー 2 P 設ー 1 2ー 1 開発試料保管棚

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

a. 改造等を実施する設備・機器

表へー1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設、撤去のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

b. 変更しない設備・機器

表へー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図へー a - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

また、現在核燃料物質等を貯蔵している開発試料保管棚については、図へー a - 1 に示す手順に加えて、図へー a - 2 に示す手順で工事を行う。

- 1) 新設する開発試料保管棚の設置を図へー a - 1 に示す手順で行う。

- 2)核燃料物質等の移動を図へー a - 2 に示す手順で行う。
- 3)既設の試料保管棚の解体・撤去を図へー a - 2 に示す手順で行う。
- 4)撤去の跡仕舞いとして、図へー a - 2 に示す手順で塗装を行う。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図へー b - 1 に示す手順で検査を行う。

- 1)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また加工施設全体としての性能検査を実施する。

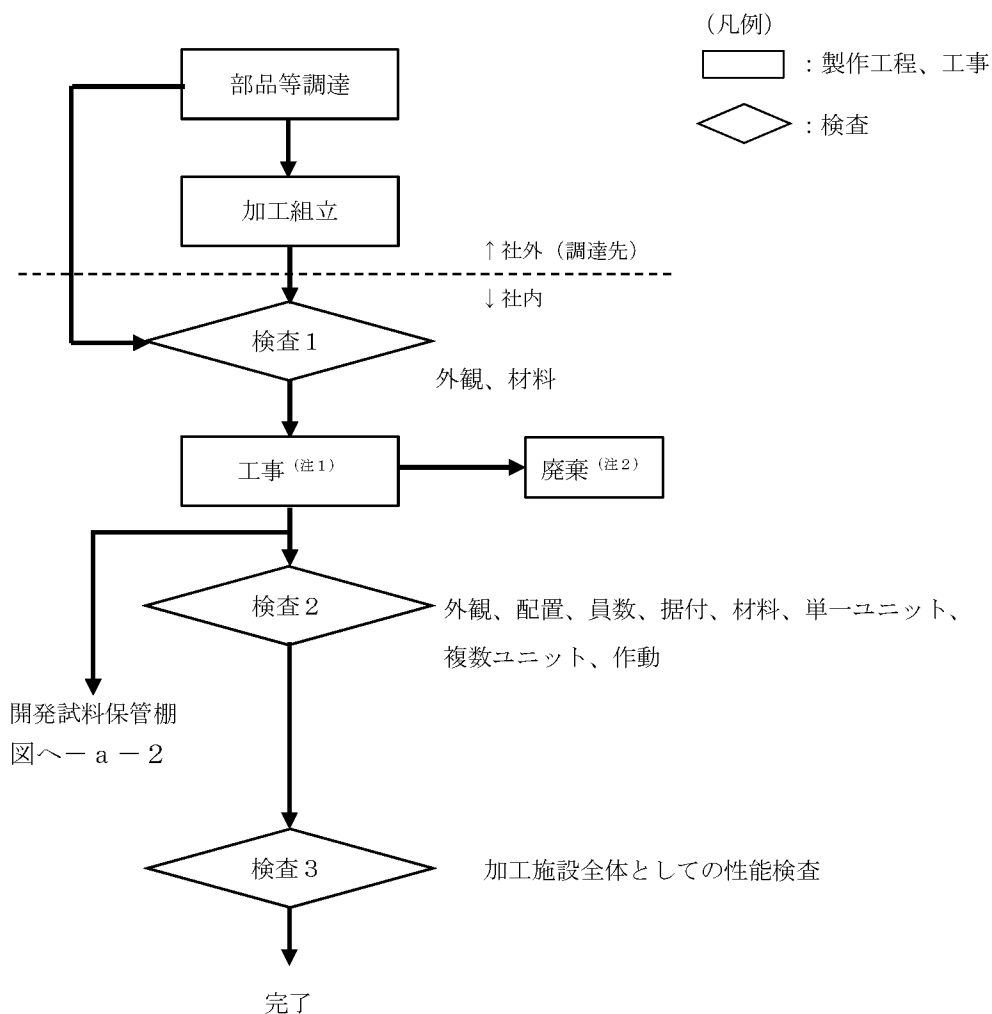
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的

に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。

- 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200ℓドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- 核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- 第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 改造等を実施する設備・機器



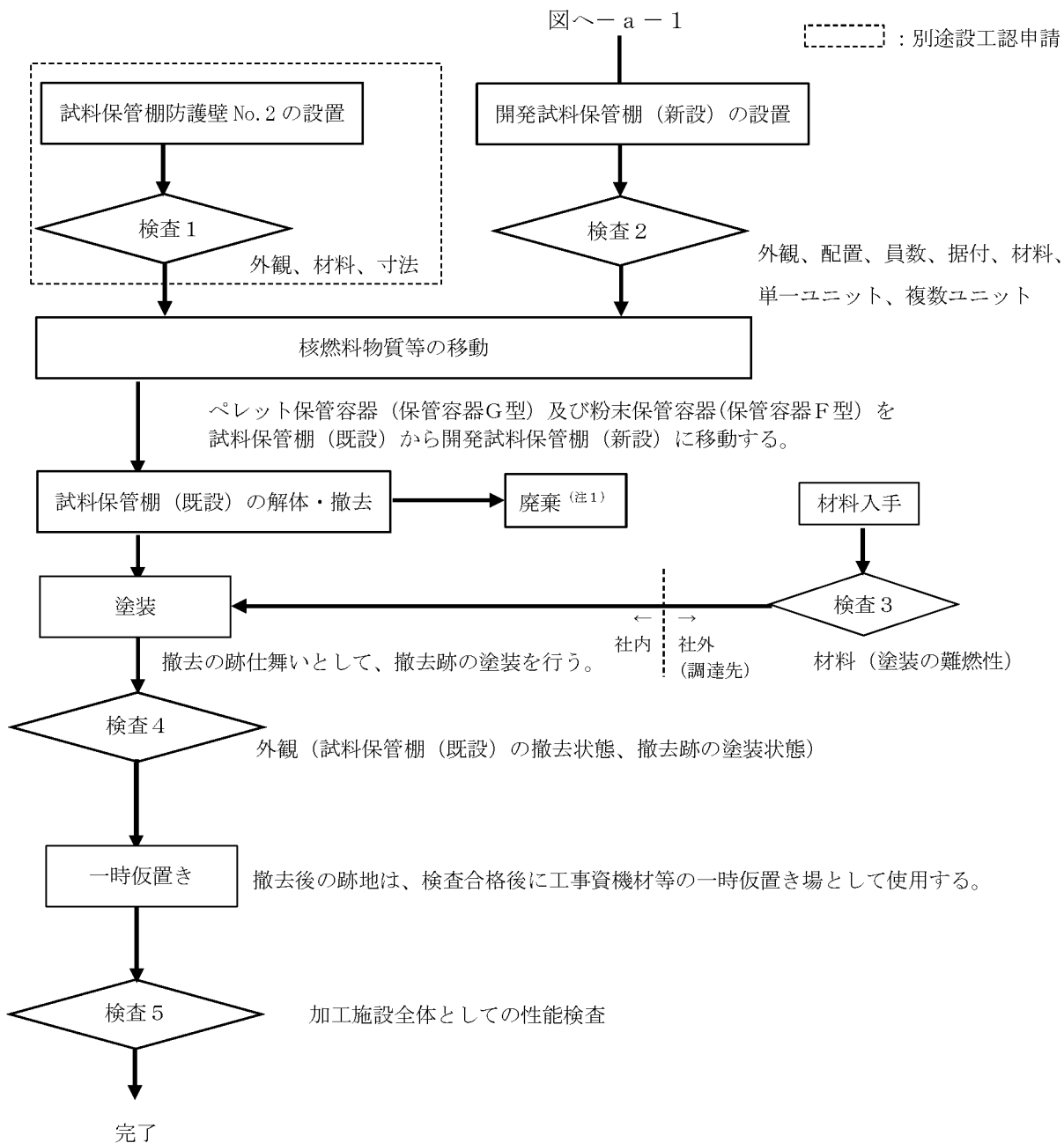
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

図へー a - 1 工事フロー

a. 改造等を実施する設備・機器 開発試料保管棚

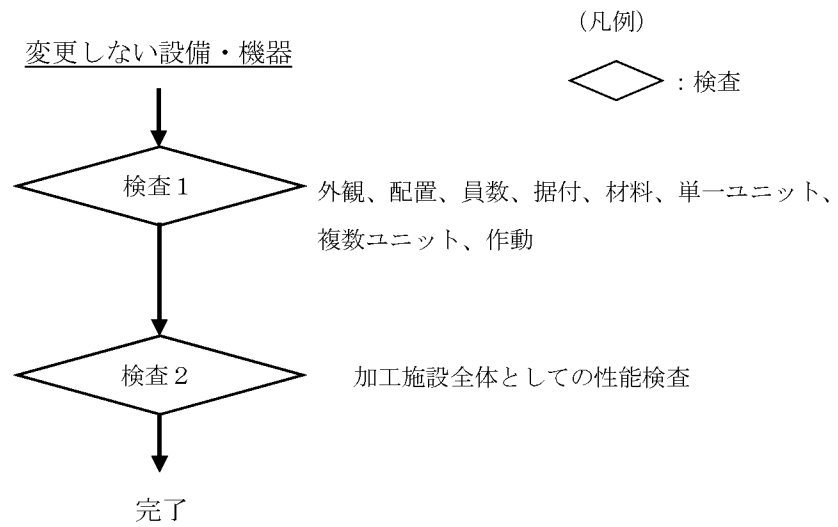
- (凡例)
- : 製作工程、工事
 - ◇ : 検査
 - ⋯ : 別途設工認申請



(注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

図へー a - 2 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図へー b - 1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第ハ－1表に、検査の方法を第ハ－2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ－3表に示す。

第へー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (1/2)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査
					外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット	作動
貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1	—	改造	①③④	①	①	①	①②	①	①②	—
		スクラップ保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	①④	①	①	①	①②	①	①②	—
		スクラップ保管ラック E型 No. 2-1	—	改造	①③④	①	①	①	①②	①	①②	—
		ペレット保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	①③④	①	①	①	①②	①	①②	—
		ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—	—
		ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 1	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	①	—	—
		ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 2	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	①	—	—
		ペレット搬送設備 No. 4	ペレットリフター	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①④	①②	①	①②	①②
		ペレット搬送設備 No. 4	ペレット保管箱受台	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
		ペレット保管ラック E型 リフター	—	改造	①③④⑤	①	①	①	①②	①	①②	①②
		第2-2燃料集集体保管区 域	—	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—
		第2-3燃料集集体保管区 域	—	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—
		第2-1燃料集集体保管区 域	—	改造	①	①	①	②	②	—	—	—
		第2-4燃料集集体保管区 域	—	改造	①	①	①	②	②	—	—	—
		5 ton 天井クレーン	—	変更なし	①④⑤⑥	①	①	①③	①	—	—	①②
		分析試料保管棚	—	新設	①②③④	①	①②	②④	②	①	①	—
		開発試料保管棚	—	改造	①②③④⑦⑧	①	①②	②④	②③	①	①	—
		ペレット保管ラック E型 No. 2-1	—	改造	—	—	—	—	—	—	①②	—
		燃料集集体保管ラック C型 No. 1 ⁽¹⁾	—	改造	—	—	—	—	—	—	③	—
		燃料集集体保管ラック C型 No. 2	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—

第へー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/2)

貯蔵施設	第2加工棟	[Dashed Box]	燃料集合体保管ラックD型 No.1	—	改造	—	—	—	—	—	—	③	—
	第2加工棟		粉末輸送容器 ⁽²⁾	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	第1加工棟												
	第2加工棟		ペレット輸送容器 ⁽²⁾	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	第1加工棟												
	第2加工棟		集合体輸送容器 ⁽²⁾	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	第1加工棟												

- (1) 燃料集合体保管ラックC型No.2は単一ユニットが2つ以上存在する場合と同様に、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定することで核的に安全な配置の設計を担保する。
- (2) 輸送容器の安全機能（臨界防止、閉じ込め）を確認する目的で、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示を満足する仕様であることを確認する。設置場所については、輸送物（核燃料物質等を収納した状態）の設置場所が表のとおりであることを関係書類等を用いて確認する。

第へー 2 表 検査の方法 (1 / 2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
		⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑦設備・機器の撤去跡の外観を目視又は関係書類等により確認する。(撤去)	⑦設備・機器が撤去されていること。
		⑧撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を目視により確認する。(撤去)	⑧第1種管理区域の設備・機器撤去跡には樹脂系塗装を施していること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第へー2表 検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		③第1種管理区域の設備・機器撤去跡に施す樹脂系塗装の材料を関係書類等により確認する。(撤去)	③塗料の材料が難燃性かつ腐食しにくい材料であること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②質量制限を行う設備に質量制限の管理方法の表示があることを確認する。(既設)(改造)	②質量制限の管理方法の表示が仕様表のとおりであること。
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm以上であること。
		②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設)(改造)	②総立体角が許容立体角以下であること。
		③単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等にて確認する。(既設)(改造)	③単一ユニット間の面間距離が60 cm以上であること。
		④単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等にて確認する。(既設)(改造)	④単一ユニット間の面間距離が30.5 cm以上であること。
作動検査	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

目 次

ト．放射性廃棄物の廃棄施設

- 1．変更の概要
- 2．準拠する主な法令、規格及び基準
- 3．設計条件及び仕様
- 4．添付図一覧表
- 5．工事の方法
- 6．試験及び検査の方法
- 7．一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表トー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

また、気体廃棄物の廃棄設備における系統別の構成設備・機器を表トー2及び表トー3に示す。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令

- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ト-2 P 設-2-1～表ト-W3 設-2 に、関係図面を図ト-2 P 設-1～図ト-W3 設-3 に示す。

ここで、表ト-2 P 設-2-1～表ト-W3 設-2 において、[] 付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1] : 技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請～第4次申請)における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が無漏れに仕様表に反映されていることを管理するための表(刈り取り表)を添2 参考資料1 に示す。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 2 加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 I) 排風機 (301-F)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 II) 排風機 (302-F)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6003} 気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 III) 排風機 (303-F)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 IV) 排風機 (304-F)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	気体廃棄設備 No. 1 局 所排気設備 (系統 V) 排風機 (305-F)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6006} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	気体廃棄設備 No. 1 局 所排気設備 (系統 VI) 排風機 (306-F)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6007} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	気体廃棄設備 No. 1 系 統 VII (部屋排気系統) 排風機	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 排風機 室	排風機	{6008} 気体廃棄設備 No. 1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	気体廃棄設備 No. 1 系 統 VIII (局所排気系統) 排風機	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 フィル タ室	高性能エアフィル タ (排風機室側)	{6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 I) フィルタユニット (FU-401)	4 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 フィル タ室	高性能エアフィル タ (排風機室側)	{6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 II) フィルタユニット (FU-402)	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 フィル タ室	高性能エアフィル タ (排風機室側)	{6011} 気体廃棄設備 No. 1 系統 III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 III) フィルタユニット (FU-403)	2 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 フィル タ室	高性能エアフィル タ (排風機室側)	{6012} 気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	気体廃棄設備 No. 1 部 屋排気設備 (系統 IV) フィルタユニット (FU-404)	2 台	変更なし	

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6013} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統V) フィルタユニット (FU-405)	3台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6014} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VI) フィルタユニット (FU-406)	2台	改造	老朽化のため、更新する。
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6015} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット	4台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6016} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット	3台	変更なし	
第2加工棟 系統V	高性能エアフィルタ (設備側)	{6017} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統V) フィルタユニット (設備排気用)	4台	改造	火災対策のため、カバーを金属製材料に変更する。 今後使用する見込みはないため、1台を撤去する。 後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、2台を接続設備から切り離す。
第2加工棟 系統VI	高性能エアフィルタ (設備側)	{6018} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VI) フィルタユニット (設備排気用)	6台	改造	火災対策のため、カバーを金属製材料に変更する。 設備・機器の移設・撤去に伴い2台を撤去、1台を更新する。
第2加工棟 系統VIII	高性能エアフィルタ (設備側)	{6019} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VIII) フィルタユニット (設備排気用)	4台	改造	火災対策のため、カバーを金属製材料に変更する。
第2加工棟 系統I	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6020} 気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統I) ダクト	1式	改造	防火区画壁を貫通しないルートに一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統II	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6021} 気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統II) ダクト	1式	改造	耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統III	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6022} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統III) ダクト	1式	改造	設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 系統IV	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6023} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統IV)ダクト	1 式	改造	耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統V	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6024} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統V)ダクト	1 式	改造	後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、ダクトを接続設備から切り離す。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。 不要な熱交換器を撤去する。
第2加工棟 系統VI	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6025} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VI)ダクト	1 式	改造	設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統VII	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6026} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)ダクト	1 式	改造	防火区画壁を貫通しないルートに一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統VIII	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6027} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)ダクト	1 式	改造	メンテナンススペース確保のため、ルートを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。 不要な熱交換器を撤去する。
第2加工棟 系統I	閉じ込め弁	{6028} 気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統II	閉じ込め弁	{6029} 気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統III	閉じ込め弁	{6030} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統IV	閉じ込め弁	{6031} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統V	閉じ込め弁	{6032} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統VI	閉じ込め弁	{6033} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	改造	ダクトの撤去・新設に伴い、更新する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 系統Ⅶ	閉じ込め弁	{6034} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統Ⅷ	閉じ込め弁	{6035} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系 統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統Ⅰ	閉じ込めダンパー	{6037} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅰ	閉じ込めダンパー	{6037-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワ ンスルー運転切替用)	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅰ	閉じ込めダンパー	{6037-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リ サイクル運転切替用)	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統Ⅱ	閉じ込めダンパー	{6038} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅲ	閉じ込めダンパー	{6039} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅳ	閉じ込めダンパー	{6040} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 系統V	閉じ込めダンパー	{6041} 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VI	閉じ込めダンパー	{6042} 気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	ダクトの撤去・新設に伴い、 更新する。 開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VII	閉じ込めダンパー	{6043} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VII	閉じ込めダンパー	{6043-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(ワ ンスルー運転切替用)	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VII	閉じ込めダンパー	{6043-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(J サイクル運転切替用)	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統VIII	閉じ込めダンパー	{6044} 気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V (給気系 統) 閉じ込めダンパー	—	2台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III 系統VI (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII 系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 第2排風機 室	給気ファン	{6046} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V (給気系 統) 給気ユニット(201AC)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機 室	給気ファン	{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III 系統VI (給気系統) 給気ユニット(202AC)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1台	変更なし	

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2排風機室	給気ファン	{6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2排風機室	給気ファン	{6046-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V (給気系 統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III系統VI (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	設備・機器の移設・撤去に伴 うルート変更、及び設備の老 朽化に伴うダクトの撤去・新 設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	メンテナンススペース確保 のため、ルートを一部変更す る。 耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟	負圧計	{6048} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	5 台	改 造	監視機能及び警報機能の最 適化のため、負圧制御盤に警 報及び移報機能の追加、移報 信号の集約を行う。
第2加工棟	負圧計	{6048-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III系統VI 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	3 台	改 造	監視機能及び警報機能の最 適化のため、各室の負圧制御 盤 (警報盤) を移設及び新設 する。
第2加工棟	負圧計	{6048-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	1 台	変 更 な し	
第2加工棟	負圧計	{6048-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	5 台	改 造	監視機能及び警報機能の最 適化のため、負圧制御盤に移 報機能の追加、移報信号の集 約を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統II、系統V、給 気系統)	—	1 式	改 造	新規基準に適合させるた めに、構成する設備・機器に 対し改造を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統 III、系統VI、給気系統)	—	1 式	改 造	新規基準に適合させるた めに、構成する設備・機器に 対し改造を行う。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-7} 気体廃棄設備 No.1(系統 IV、給気系統)	—	1式	改造	新規制基準に適合させるた めに、構成する設備・機器に 対し改造を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-8} 気体廃棄設備 No.1(系統 VII、系統VIII、給気系統)	—	1式	改造	新規制基準に適合させるた めに、構成する設備・機器に 対し改造を行う。
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6081} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	1台	改造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6082} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6083} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6084} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6087} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6088} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6089} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6090} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6091} 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6092} 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6093} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6094} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6095} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6096} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6097} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1廃液処理設備	{6098} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	1台	変更なし	

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)


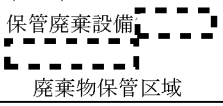


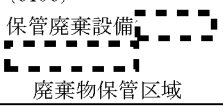
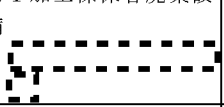
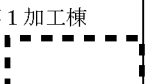
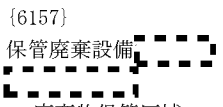
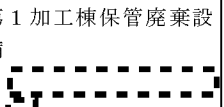
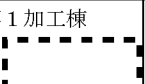
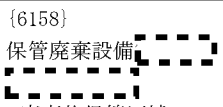
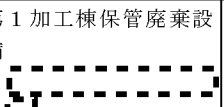
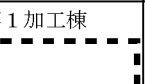
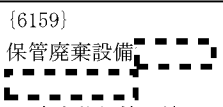
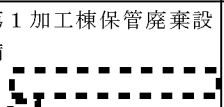
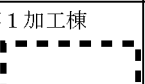
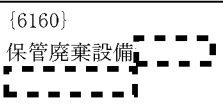
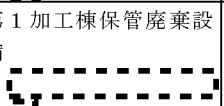
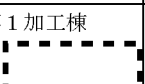
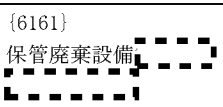
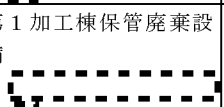
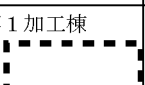
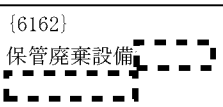
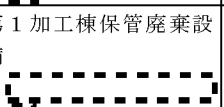
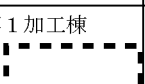
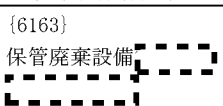
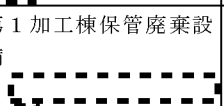
設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2-1ベ レット室	第1廃液処理設備	{6099} 第1廃液処理設備 配管	第1廃液処理設備 配管	1式	変 更 な し	
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6100} 分析廃液処理設備 反応槽	分析廃液処理設備 凝集沈殿装置	1台	改 造	老朽化対策のため、更新す る。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	分析廃液処理設備 貯槽	1台	改 造	老朽化対策のため、更新す る。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6101} 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1台	変 更 な し	
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6102} 分析廃液処理設備 配管	分析廃液処理設備 配管	1式	改 造	老朽化対策のため、更新す る。
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	1台	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6104} 開発室廃液処理設備 遠心分離機	開発室廃液処理設備 遠心分離機	1台	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6105} 開発室廃液処理設備 貯槽	開発室廃液処理設備 貯槽	1台	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6106} 開発室廃液処理設備 配管	開発室廃液処理設備 配管	1式	改 造	溢水の拡大防止のため、配管 経路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6107} 第2廃液処理設備 集水槽	第2廃液処理設備 集水槽	1台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6108} 第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2 配管	1台	変 更 な し	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6109} 第2廃液処理設備 凝集槽	第2廃液処理設備 凝集槽	1台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6110} 第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	1台	改 造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6110-2} 第2廃液処理設備 タンク No. 1	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	1台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6111} 第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1台	改 造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6111-2} 第2廃液処理設備 タンク No. 2	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6112} 第2廃液処理設備 加圧脱水機	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1台	変 更 な し	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6113} 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1台	改 造	火災対策のため、設備カバ ーを不燃性又は難燃性材料に 変更する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6114} 第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6115} 第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2 ろ過装置 No. 3	1台	改造	耐震補強のため、一部不要機器の撤去を行う。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6117} 第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6118} 第2廃液処理設備 配管	第2廃液処理設備 配管	1式	改造	老朽化対策のため、配管を更新する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6119} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6120} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6121} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6122} 第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6123} 第2廃液処理設備貯留設備 配管	廃液処理設備貯留設備 配管	1式	変更なし	
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの						
第2加工棟 第2-1作 業支援室	気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) フィルタボックス	{6019-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No. 1 局 所排気設備 (系統Ⅷ) フィルタユニット (設備排気用)	1台	部分撤去	
第2加工棟 第2-1作 業支援室	気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) ダクト	{6027-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 1 系 統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	1式	部分撤去	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第 1 次申請～第 4 次申請) において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの					
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6155} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	改造 (保管廃棄能力の変更)
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6156} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	改造 (廃棄物保管区域の形状変更)
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6157} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	変更なし
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6158} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	変更なし
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6159} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	改造 (廃棄物保管区域の形状変更)
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6160} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	変更なし
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6161} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	変更なし
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6162} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	改造 (保管廃棄能力の変更)
第 1 加工棟 	保管廃棄設備	{6163} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	第 1 加工棟保管廃棄設備 	1	改造 (保管廃棄能力の変更)

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における建物・構 築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構 築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<建物・構築物>						
第 1 廃棄物貯蔵棟	第 1 廃棄物貯蔵棟	{1004} 第 1 廃棄物貯蔵棟 —	第 1 廃棄物貯蔵棟 —	1	改造	①外部扉の改造 ②W 1 防護壁の新設 ③火災区画等の改造 ④グレーチング及び扉の改造
<設備・機器>						
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排風機室	排風機	{6049} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機	気体廃棄設備 No. 2 部屋排気 系統 (系統 1) No. 1 排風機	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排風機室	排風機	{6050} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 2) No. 2 排風機	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室	排風機	{6051} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 3) No. 3 排風機	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室	排風機	{6052} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 3) No. 4 排風機	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室	排風機	{6053} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 4) No. 5 排風機	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室	排風機	{6054} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 4) No. 6 排風機	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6055} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 部屋排気 系統 (系統 1) No. 1 フィルタユニット	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6056} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 2) No. 2 フィルタユニット	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6057} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 3) No. 5 フィルタユニット	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6058} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 4) No. 8 フィルタユニット	1 台	改造	耐震補強のため、既設アンカーボルトを撤去し、新設のアンカーボルトで壁面に固定する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6059} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 3) No. 3 フィルタユニット	1 台	変更なし	

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6060} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統 3) No. 4 フィルタユニット	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6061} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統 4) No. 6 フィルタユニット	1 台	改造	火災対策のため、カバーを金属製材料に変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6062} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 7 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統 4) No. 7 フィルタユニット	1 台	改造	火災対策のため、カバーを金属製材料に変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6063} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 部屋排気系統 (系統 1) ダクト	1 式	改造	メンテナンススペース確保のため、ダクトのサイズを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6064} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統 2) ダクト	1 式	改造	メンテナンススペース確保のため、ダクトのサイズを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6065} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統 3) ダクト	1 式	改造	老朽化のため、ダクトの一部を更新する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6066} 気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統4) ダクト	1 式	改造	耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	閉じ込め弁	{6067} 気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	閉じ込め弁	{6068} 気体廃棄設備 No. 2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 系統3	閉じ込め弁	{6069} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 系統4	閉じ込め弁	{6070} 気体廃棄設備 No. 2 系統4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071} 気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 閉じ込め弁	—	6 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 系統1	閉じ込めダンパー	{6072} 気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを追加する。
第1 廃棄物貯蔵棟 系統2	閉じ込めダンパー	{6073} 気体廃棄設備 No. 2 系統2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを追加する。

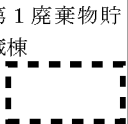
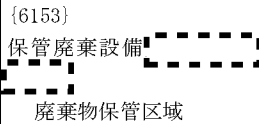

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	閉じ込めダンパー	{6074} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	閉じ込めダンパー	{6075} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを追加する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	—	6 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排風機室	給気ファン	{6077} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ	気体廃棄設備 No. 2 給気系統 給気ユニット	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室	給気ファン	{6077-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室	給気ファン	{6077-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排風機室 第 1 廃棄物貯蔵室	給気ファン	{6077-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 給気フィルタ	—	6 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排風機室	給気ファン	{6078} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン	気体廃棄設備 No. 2 給気系統 給気ファン	1 台	変更なし	

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	給気ダクト	{6079} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 給気系統 ダクト	1 式	改造	老朽化のため、ダクトを一部更新する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟	負圧計	{6080} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計	—	1 台	改造	監視機能及び警報機能の最適化のため、制御機能を警報盤に集約する。
第1 廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No. 2	{6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)	—	1 式	改造	新規基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6124} W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6125} W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	1 台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6126} W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6127} W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6128} W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	1 台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6129} W 1 廃液処理設備 ろ過機	W 1 廃液処理設備 ろ過機	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6130} W 1 廃液処理設備 圧搾脱水機	W 1 廃液処理設備 脱水機	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6131} W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1 台	改造	火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6132} W 1 廃液処理設備 受水槽	W 1 廃液処理設備 受水槽	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6133} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6134} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6135} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6136} W 1 廃液処理設備 配管	W 1 廃液処理設備 配管	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備	{6153} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	 (廃棄物保管区域)	1	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6138} 焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉	1 台	改造	耐震補強を行う。 老朽化対策のため、焼却炉の点検口を更新する。 火災爆発対策のため、可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)を 2 系統で設置し、緊急遮断弁と連動させる。 緊急遮断弁の設置に伴い第 1 廃棄物貯蔵棟の屋外に直接基礎(べた基礎)を設置する
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	失火検知機構	{6138-2} 失火検知機構 —	—	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	過加熱防止機構	{6138-3} 過加熱防止機構 —	—	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	圧力逃がし機構	{6138-4} 圧力逃がし機構 —	—	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	可燃性ガス配管	{6138-5} 可燃性ガス配管 —	—	1 式	改造	火災爆発対策のため、屋外の可燃性ガス配管に緊急遮断弁を 2 系統で設置し、感震計と連動させる。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6139} 焼却設備 バグフィルタ	焼却設備 バグフィルタ	1 台	改造	耐震補強を行う。

表トー 1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6140} 焼却設備 投入ブッシャ	焼却設備 投入ブッシャ	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6141} 焼却設備 前処理フード	焼却設備 前処理フード	1 台	改造	開口部の形状を変更する。 耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード	焼却設備 フィルタ処理フード	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6143} 焼却設備 投入リフタ	焼却設備 投入リフタ	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	焼却炉	{6144} 焼却設備 急冷塔	焼却設備 急冷塔	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	湿式除染機	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	湿式除染機 湿式除染機本体	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	湿式除染機	{6146} 湿式除染機 水洗除染タンク	湿式除染機 水洗除染タンク	1 台	改造	火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	乾式除染機	{6147} 乾式除染機 —	乾式除染機 乾式除染機本体	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	ホイストクレーン	{6148} ホイストクレーン 2 トンチェンブロック	搬送設備 2 トンチェンブロック	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 第 1 廃棄物貯蔵室 W 1 廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	{6149} ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	搬送設備 1 トンチェンブロック	1 式	変更なし	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表トー 1 (4) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第3 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<建物・構築物>						
第3 廃棄物貯蔵棟	第3 廃棄物貯蔵棟	{1005} 第3 廃棄物貯蔵棟 —	第3 廃棄物貯蔵棟 —	1	改造	①外部扉の改造 ②W3 防護壁の新設
<設備・機器>						
第3 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	{6154} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	— (第3 廃棄物貯蔵棟として認可)	1	変更なし	
第3 廃棄物貯蔵棟 第3 廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	{6151} ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	— (第3 廃棄物貯蔵棟として認可)	1 式	変更なし	


(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表トー 1 (5) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第5 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1 次申請～第4 次申請) において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの						
<建物・構築物>						
第5 廃棄物貯蔵棟	第5 廃棄物貯蔵棟	{1006} 第5 廃棄物貯蔵棟 —	—	1	新設	①杭工事 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 ③屋根防水工事 ④建具工事
<設備・機器>						
第5 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	{6137} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	—	1	新設	①保管廃棄設備第5 廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域工事

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表トー 1 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
以下、先行申請した設計及び工事の計画 (第1次申請～第4次申請) において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの						
<建物・構築物>						
第2 廃棄物貯蔵棟	第2 廃棄物貯蔵棟	{1014} 第2 廃棄物貯蔵棟 —	第2 廃棄物倉庫 —	1	撤去	
<設備・機器>						
第2 廃棄物貯蔵棟		{6137-2} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	— (第2 廃棄物倉庫として認可)	1	撤去	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-2 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No.1）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、 系統V、給気系統)	系統I	部屋 排気	第2粉末受入室 第2-1貯蔵室 第2ペレット保管室 第2-1混合室 第2-1ペレット室 第2-1ペレット検査室 第2出入管理室 第2-1燃料棒加工室	排風機(301-F)	{6001}
				フィルタユニット(FU-401)	{6009}
				ダクト	{6020}
				閉じ込め弁	{6028}
				閉じ込めダンパー	{6037}
				閉じ込めダンパー(ワンスルー運転 切替用)	{6037-2}
				閉じ込めダンパー(リサイクル運転 切替用)	{6037-3}
				系統II	部屋 排気
	フィルタユニット(FU-402)	{6010}			
	ダクト	{6021}			
	閉じ込め弁	{6029}			
	系統V	局所 排気	第2-1混合室 第2-1ペレット室 第2-1燃料棒加工室 第2出入管理室 第2廃棄物処理室 第2洗濯室	閉じ込めダンパー	{6038}
	排風機(305-F)			{6005}	
	フィルタユニット(FU-405)			{6013}	
	フィルタユニット(設備排気用)			{6017}	
	ダクト			{6024}	
	閉じ込め弁			{6032}	
	系統I系統II 系統V	給気	第2粉末受入室 第2-1貯蔵室 第2ペレット保管室 第2-1混合室 第2-1ペレット室 第2-1ペレット検査室 第2出入管理室 第2廃棄物処理室 第2-1燃料棒加工室	閉じ込めダンパー	{6041}
	閉じ込め弁			{6036}	
	閉じ込めダンパー			{6045}	
給気ユニット(201AC)	{6046}				
ダクト	{6047}				
系統I系統II 系統V	—	第2-1貯蔵室 第2-1ペレット室 第2廃棄物処理室 第2-1燃料棒加工室	差圧計	{6048}	
防火ダンパー			{8045}		
{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、 給気系統)	系統III	部屋 排気	第2開発室 第2分析室 第2放射線管理室	排風機(303-F)	{6003}
				フィルタユニット(FU-403)	{6011}
				ダクト	{6022}
				閉じ込め弁	{6030}
				閉じ込めダンパー	{6039}
	系統VI	局所 排気	第2開発室 第2分析室 第2放射線管理室	排風機(306-F)	{6006}
				フィルタユニット(FU-406)	{6014}
				フィルタユニット(設備排気用)	{6018}
				ダクト	{6025}
				閉じ込め弁	{6033}
	系統III系統VI	給気	第2開発室 第2分析室 第2放射線管理室	閉じ込めダンパー	{6042}
	閉じ込め弁			{6036-2}	
	閉じ込めダンパー			{6045-2}	
	給気ユニット(202AC)			{6046-2}	
	系統III系統VI	—	第2開発室 第2分析室 第2放射線管理室	ダクト	{6047-2}
	差圧計			{6048-2}	
防火ダンパー	{8045}				

表トー 2 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No. 1）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)	系統IV	部屋 排気	第2フィルタ室	排風機 (304-F)	{6004}
				フィルタユニット (FU-404)	{6012}
				ダクト	{6023}
				閉じ込め弁	{6031}
				閉じ込めダンパー	{6040}
	系統IV	給気	第2フィルタ室	閉じ込め弁	{6036-3}
				閉じ込めダンパー	{6045-3}
				給気ユニット (203SU)	{6046-3}
				ダクト	{6047-3}
				系統IV	—
			防火ダンパー	{8045}	
{6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、 給気系統)	系統VII	部屋 排気	第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	排風機 (307-F)	{6007}
				フィルタユニット (FU-407)	{6015}
				ダクト	{6026}
				閉じ込め弁	{6034}
				閉じ込めダンパー	{6043}
				閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6043-2}
				閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6043-3}
				系統VIII	局所 排気
				フィルタユニット (FU-408)	{6016}
				フィルタユニット (設備排気用)	{6019}
				ダクト	{6027}
				閉じ込め弁	{6035}
				閉じ込めダンパー	{6044}
	系統VII系統VIII	給気	第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	閉じ込め弁	{6036-4}
				閉じ込めダンパー	{6045-4}
				給気ユニット (204AC)	{6046-4}
				ダクト	{6047-4}
	系統VII系統VIII	—	第2-2貯蔵室 第2-2ペレット室 第2-1作業支援室 第2-2燃料棒加工室	差圧計	{6048-4}
				防火ダンパー	{8045}

表ト-3 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No.2）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6080-2} 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、 系統3、系統4、給 気系統)	系統1	部屋 排気	W1 廃棄物処理室 W1 出入管理室	No.1 排風機	{6049}
				No.1 フィルタユニット	{6055}
				ダクト	{6063}
				閉じ込め弁	{6067}
				閉じ込めダンパー	{6072}
	系統2	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.2 排風機	{6050}
				No.2 フィルタユニット	{6056}
				ダクト	{6064}
				閉じ込め弁	{6068}
				閉じ込めダンパー	{6073}
	系統3	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.3 排風機	{6051}
				No.4 排風機	{6052}
				No.5 フィルタユニット	{6057}
				No.3 フィルタユニット	{6059}
				No.4 フィルタユニット	{6060}
				ダクト	{6065}
				閉じ込め弁	{6069}
	系統4	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.5 排風機	{6053}
				No.6 排風機	{6054}
				No.8 フィルタユニット	{6058}
				No.6 フィルタユニット	{6061}
				No.7 フィルタユニット	{6062}
				ダクト	{6066}
				閉じ込め弁	{6070}
	系統1系統2 系統3系統4	給気	W1 廃棄物処理室	閉じ込め弁	{6071}
				閉じ込めダンパー	{6076}
				給気フィルタ	{6077}
				給気ファン	{6078}
系統4	急冷塔 給気	急冷塔	ダクト	{6079}	
			閉じ込め弁	{6071-2}	
			閉じ込めダンパー	{6076-2}	
系統3	フィル タ冷却 給気	フィルタユニット	給気フィルタ	{6077-2}	
			閉じ込め弁	{6071-3}	
			閉じ込めダンパー	{6076-3}	
系統1系統2 系統3系統4	自然給 気	W1 廃棄物処理室	給気フィルタ	{6077-3}	
			閉じ込め弁	{6071-4}	
			閉じ込めダンパー	{6076-4}	
系統1系統2 系統3系統4	—	W1 廃棄物処理室	給気フィルタ	{6077-4}	
			差圧計	{6080}	

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー</p> <p>{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)</p> <p>(構成設備)</p> <p>{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F) {6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F) {6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F) {6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401) {6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402) {6013} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405) {6017} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6020} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) ダクト {6021} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) ダクト {6024} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクト {6028} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6029} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6032} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込め弁 {6037} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6037-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6037-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) {6038} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6041} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC) {6047} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) ダクト {6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 1 及び図リ - 他 - 1 3 (1) に示す。</p>

表トー２P設ー２ー１ 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） 仕様

<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトルートの変更（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。） 火災による損傷の防止対策として、系統Ⅰ（部屋排気系統）ダクトを、火災区域２P－１及び火災区域２P－２間の防火区画壁を貫通しないルートに変更する。なお、ルート変更後の貫通部の開口部の閉止については第２加工棟の工事にて実施する。 今後使用する見込みのないダクト撤去のため、第２ー１混合室の系統Ⅴ（局所排気系統）ダクト及びフィルタユニット（設備排気用）１台を撤去する。</p> <p>②局所排気接続設備の一部閉止 後半申請の施設からの波及的影響を受けないようにするため、系統Ⅴ（局所排気系統）のダクトをフィルタユニット（設備排気用）２台及び接続設備から切り離す。切り離れた開口部には、閉止板又はメッシュ板を設置する。</p> <p>③ダクト支持構造物の改造（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。） 系統Ⅰ（部屋排気系統）、系統Ⅱ（部屋排気系統）、系統Ⅴ（局所排気系統）及び系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統）のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>④防火ダンパーの新設又は更新（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。） 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを新設又は更新する。 ・第１種管理区域の火災区域境界貫通部 ・局所排気系統において、排風機側に設置する２段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</p> <p>⑤金属製カバーの設置（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。） 火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット（設備排気用）に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑥ダンパー開度異常時インターロックの追加（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。） 閉じ込めダンパー（{6037-3}閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）を除く）に開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑦不要機器の撤去（位置を図トー２P設ー２ー１ー１に示す。） ・連続焼結炉 No.1 に接続している系統Ⅴ（局所排気系統）ダクト上の老朽化した不要な熱交換器を撤去する。 ・火災区域境界及び防火区画境界に該当しない壁又は床の貫通部に設けられた老朽化した不要な防火ダンパーを撤去する。</p> <p>⑧差圧計の改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤（警報盤）に警報及び移報機能を追加し、第２ー１ペレット室の負圧制御盤（警報盤）に移報信号を集約する。</p> <p>⑨フレキシブルダクトの追加・変更 系統Ⅴ（局所排気系統）のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>
-------------	--

表ト-2 P 設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

設置場所	第2加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表(別表1)に示す。)	
員数	1式 (各構成設備・機器の員数を本表(別表1)に示す。)	
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表(別表1)に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	各構成設備・機器の寸法を本表(別表1)に示す。
	その他の構成機器	各構成設備・機器のその他の構成機器を本表(別表1)に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表(別表1)に示す。
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット(設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第1類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第2類: フィルタユニット(設備排気用)から排風機までの区間 耐震重要度分類 第3類: 上記以外の区間 {6020}ダクト、{6021}ダクト、{6024}ダクト、{6047}ダクト、{6017}フィルタユニット(設備排気用)、{6028}閉じ込め弁、{6029}閉じ込め弁、{6032}閉じ込め弁、{6036}閉じ込め弁、{6037}閉じ込めダンパー、{6037-2}閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)、{6037-3}閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)、{6038}閉じ込めダンパー、{6041}閉じ込めダンパー、{6045}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー 各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-2 P 設-2-1-1に示す。 ○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6001}排風機(301-F) ・ {6002}排風機(302-F) ・ {6005}排風機(305-F) ・ {6009}フィルタユニット(FU-401) ・ {6010}フィルタユニット(FU-402) ・ {6013}フィルタユニット(FU-405) ・ M6以上のアンカーボルトで壁に固定する。 {6048}差圧計

表トー 2 P 設- 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046} 給気ユニット (201AC)</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8. 1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8. 2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10. 1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ファンを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ファンの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。</p> <p>[10. 1-F6] 第 1 種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 3-F3] フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには {8045} 防火ダンパーを設置する。</p> <p>また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、{6013} フィルタユニット (FU-405) を {6017} フィルタユニット (設備排気用) と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6013} フィルタユニット (FU-405) の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 <p>[11. 5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。</p> <p>第 2 加工棟の容積：約 $1.3 \times 10^4 \text{ m}^3$ 気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： $1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}$ 以上</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12. 1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12. 1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第 2 排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に {8065} 緊急設備 遮水板を設置する。</p> <p>遮水板の配置図を図リー他ー 1 3 (1) に示す。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)、{6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)、{6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F) が停止し、第 1 種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、排風機の停止に伴う第 1 種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>

表ト-2 P設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
警報設備等	核燃料物質の貯蔵施設	—
		<p>[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-1-3に示す。</p> <p>[18.2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>給気系統と排気系統の起動停止インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-1-4 (1)に示す。</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。</p> <p>(系統Ⅴ (局所排気系統) の排風機異常時) ・系統Ⅴ (局所排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>(系統Ⅰ (部屋排気系統) の排風機異常時) ・系統Ⅰ (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>(系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機異常時) ・系統Ⅱ (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>(給気系統の給気ユニット異常時) ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の送排風機異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-1-4 (2)に示す。</p>

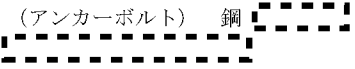
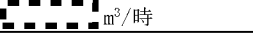

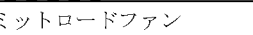

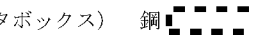
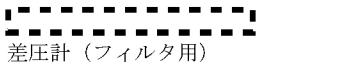
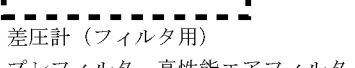
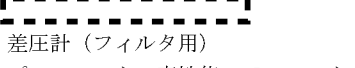
表ト-2 P 設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後) ・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 (部屋排気系統の起動後) ・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>給気系統と排気系統のダンパー開度異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P 設-2-1-4 (3) に示す。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック ・第2-2ペレット室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の室内負圧異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P 設-2-1-4 (4) に示す。</p>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m) から屋外に放出する。なお、系統Ⅰ(部屋排気系統)においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。</p> <p>[20.1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、{6009}フィルタユニット(FU-401)、{6010}フィルタユニット(FU-402)及び{6013}フィルタユニット(FU-405)を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6017}フィルタユニット(設備排気用)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上(DOP法)</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>
	<p>遮蔽</p>	<p>—</p>

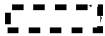


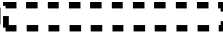


表ト-2 P 設-2-1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 $1.3 \times 10^4 \text{ m}^3$ 気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： $1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}$以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>								
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2] {6005}排風機(305-F)は、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。</p> <p>以上を次表に示す。(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="635 999 1386 1162"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーに 接続</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機(305-F)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11(8)に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機(305-F)	—	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作							
気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機(305-F)	—	○	—							
	通信連絡設備	—								
	その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p> <p>[99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。</p>								
	添付図	<p>図ト-2 P 設-1、図ト-2 P 設-1-1、図ト-2 P 設-1-2、図ト-2 P 設-2-1-1、図ト-2 P 設-2-1-2、図ト-2 P 設-2-1-3、図ト-2 P 設-2-1-4、図リ-他-11、図リ-他-13</p>								

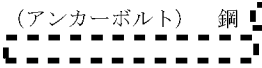
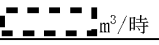
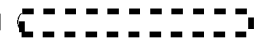

表トー 2 P 設ー 2ー 1 (別表 1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)
構成設備・機器 仕様


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6001}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6002}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6005}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6009}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室	4 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6010}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6013}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室	3 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)


表トー 2 P 設ー 2ー 1 (別表 1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6017}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	第 2 加工棟 系統 V	4 台	型 式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) (据付ボルト) 鋼  (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) 高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 % 以上 (DOP 法)
{6020}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) ダクト	第 2 加工棟 系統 I	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6021}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) ダクト	第 2 加工棟 系統 II	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6024}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクト	第 2 加工棟 系統 V	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  ステンレス鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6028}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6029}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 系統 II	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6032}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 系統 V	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036}気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給 気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 給気系統	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6037}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6037-2}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替 用)	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表トー 2 P 設ー 2ー 1 (別表 1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6037-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6038} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 系統 II	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6041} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 系統 V	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 給気系統	2 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m ³ /時
{6047} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) ダクト	第 2 加工棟 給気系統	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計	第 2 加工棟	5 台	型 式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計、警報盤 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045} 緊急設備 防火ダンパー	第 2 加工棟	22 台 ⁽¹⁾	型 式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)
の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトルートの変更	{6020}ダクト	(ダクト) 鋼 	1 式	図ト-2 P設-2-1-5
②局所排気接続設備の一部閉止	{6024}ダクト	(閉止板) 金属製 (メッシュ板) 金属製	1 式	図ト-2 P設-2-1-1 (7)
③ダクト支持構造物の改造	{6020}ダクト {6021}ダクト {6024}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1 式	—
④防火ダンパーの新設又は更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	22 台	図ト-2 P設-2-1-1
⑤金属製カバーの設置	{6017}フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	4 台	図ト-2 P設-2-5
⑥ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6037}閉じ込めダンパー {6037-2}閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6038}閉じ込めダンパー {6041}閉じ込めダンパー	(コントロールモータ) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各1 台 1 式	図ト-2 P設-2-1-4 (3)
⑧差圧計の改造	{6048}差圧計	(配線) 難燃ケーブル	1 式	図ト-2 P設-2-1-3
⑨フレキシブルダクトの追加・変更	{6024}ダクト	(ダクト) 鋼  (フレキシブルダクト) 金属製	1 式	—

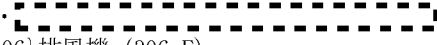
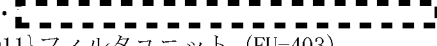
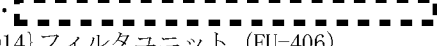

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー</p> <p>{6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) (構成設備・機器) {6003} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F) {6006} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F) {6011} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403) {6014} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406) {6018} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6022} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト {6025} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト {6030} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6033} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁 {6039} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6042} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC) {6047-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) ダクト {6048-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設ー 2ー 2ー 1 及び図リ一他ー 1 3 (1) に示す。</p>
変更内容		<p>改造 新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトの撤去・新設 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅲ (部屋排気系統)、系統Ⅵ (局所排気系統) 及び系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) のダクトについて、第 2 加工棟 3 階 第 2 開発室及び第 2 分析室の設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。また、これに伴い不要となった系統Ⅵ (局所排気系統) のフィルタユニット (設備排気用) 2 台を撤去するとともに、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、フィルタユニット (設備排気用) 1 台を更新する。 系統Ⅵ (局所排気系統) のダクトにおいて、酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する経路 (第 2 加工棟 3 階各室から 4 階排風機までの区間) については、耐腐食性を有する材料を使用する。</p> <p>②ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅲ (部屋排気系統)、系統Ⅵ (局所排気系統) 及び系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p>

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

変更内容	<p>③防火ダンパーの更新 (仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを更新する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 種管理区域の火災区域境界貫通部 ・ 局所排気系統において、排風機側に設置する 2 段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部 <p>④金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知 を追加する。</p> <p>⑥フィルタユニットの更新 老朽化のため、系統Ⅵ (局所排気系統) のフィルタユニット (FU-406) 2 台を更新する。アンカーボルトは既設のものを用いる。</p> <p>⑦差圧計の改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤 (警報盤) を移設及び新設する。</p> <p>⑧フレキシブルダクトの追加・変更 系統Ⅵ (局所排気系統) のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>	
設置場所	第 2 加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)	
員数	1 式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)	
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表 1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表 1) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表 1) に示す。
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第 1 類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第 1 類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第 2 類: フィルタユニット (設備排気用) から排風機までの区間 耐震重要度分類 第 3 類: 上記以外の区間 {6022}ダクト、{6025}ダクト、{6047-2}ダクト、{6018}フィルタユニット (設備排気用)、{6030}閉じ込め弁、{6033}閉じ込め弁、{6036-2}閉じ込め弁、{6039}閉じ込めダンパー、{6042}閉じ込めダンパー、{6045-2}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図トー 2 P 設ー 2ー 2ー 1 に示す。 ○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6003} 排風機 (303-F)  {6006} 排風機 (306-F)  {6011} フィルタユニット (FU-403)  {6014} フィルタユニット (FU-406)  M6 以上のアンカーボルトで壁に固定する。 {6048-2} 差圧計 下記設備・機器を耐震重要度分類 第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046-2} 給気ユニット (202AC)</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。 (電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。 第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ファンを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ファンの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。 第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。</p>

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>[10. 1-F6] 第 1 種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-F3] フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには {8045} 防火ダンパーを設置する。</p> <p>また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、{6014} フィルタユニット (FU-406) を {6018} フィルタユニット (設備排気用) と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6014} フィルタユニット (FU-406) の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 <p>[11. 5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。</p> <p>第 2 加工棟の容積：約 $1.3 \times 10^4 \text{ m}^3$ 気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： $1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}$ 以上</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12. 1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第 2 排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に {8065} 緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リー他ー 1 3 (1) に示す。</p>
安全避難通路等		—

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 {6003}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)、{6006}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F) が停止し、第 1 種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、排風機の停止に伴う第 1 種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>搬送設備</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>警報設備等</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18. 1-F1] 第 1 種管理区域の室内の負圧を {6048-2} 差圧計によって監視し、差圧計が -19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-2-3 に示す。</p> <p>[18. 2-F1] 第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>給気系統と排気系統の起動停止インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-2-4 (1) に示す。</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。 ○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。</p> <p>(系統Ⅵ (局所排気系統) の排風機異常時) ・系統Ⅵ (局所排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>(系統Ⅲ (部屋排気系統) の排風機異常時) ・系統Ⅲ (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p>

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

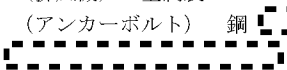
技術基準に基づく仕様	<p>警報設備等</p>	<p>(給気系統の給気ユニット異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>給気系統と排気系統の送排風機異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-2-4 (2) に示す。</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>(部屋排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。 <p>給気系統と排気系統のダンパー開度異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-2-4 (3) に示す。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2分析室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 <p>給気系統と排気系統の室内負圧異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-2-4 (4) に示す。</p>
放射線管理施設		—
廃棄施設		<p>[20.1-F1]</p> <p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m)から屋外に放出する。</p>
廃棄施設		<p>[20.1-F3]</p> <p>部屋排気系統及び局所排気系統に、{6011}フィルタユニット (FU-403) 及び{6014}フィルタユニット (FU-406) を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6018}フィルタユニット(設備排気用)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20.1-F4]</p> <p>ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5]</p> <p>フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

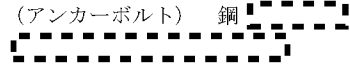



技術基準に基づく仕様	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 $1.3 \times 10^4 \text{ m}^3$ 気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： $1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}$以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>								
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2] {6006}排風機(306-F)は、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する⁽¹⁾。</p> <p>以上を次表に示す。(○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="635 999 1385 1160"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーに 接続</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ(局所排気系統) 排風機(306-F)</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11(8)に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ(局所排気系統) 排風機(306-F)	－	○	－
設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作							
気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ(局所排気系統) 排風機(306-F)	－	○	－							
	通信連絡設備	－								
その他許可で求める仕様		<p>[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>								
添付図		<p>図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-2-1、図ト-2 P設-2-2-2、図ト-2 P設-2-2-3、図ト-2 P設-2-2-4、図リ-他-11、図リ-他-13</p>								


(1) 長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、ウランの閉じ込めを行った上で、当該排風機を待機状態とする。


表ト-2 P設-2-2 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6003}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $1.5 \text{ m}^3/\text{時}$
{6006}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $1.5 \text{ m}^3/\text{時}$
{6011}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6014}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) ステンレス鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6018}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	第2加工棟 系統VI	6台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) (据付ボルト) 鋼 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) 高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6022}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統III	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6025}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VI	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -

表ト-2 P設-2-2 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)
構成設備・機器 仕様




設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6030}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統III	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6033}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VI	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6039}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統III	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6042}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VI	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 閉じ込めダンパ ー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 給気ユニット (202AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI給気系 統 差圧計	第2加工棟	3台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : デジタル指示調節計 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045}緊急設備 防火ダ ンパー	第2加工棟	8台 ⁽¹⁾	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72 °C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主 管理制度適合品

*1 以上の強度を有する材料

*2 以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

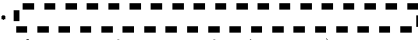
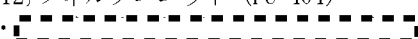
表ト-2 P設-2-2 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトの撤去・新設	{6022}ダクト {6025}ダクト {6047-2}ダクト {6018}フィルタユニット (設備廃棄用) {6033}閉じ込め弁 {6042}閉じ込めダンパー	(ダクト) 鋼  (フィルタユニット) 難燃性合板 (※改造④で金属製カバーを設置する) (閉じ込め弁) 金属製、手動作動式 (閉じ込めダンパー) 金属製、自動作動式	1 式 1 台 1 台 1 台	図ト-2 P設-2-2-1
②ダクト支持構造物の改造	{6022}ダクト {6025}ダクト {6047-2}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1 式	—
③防火ダンパーの更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	8 台	図ト-2 P設-2-2-1
④金属製カバーの設置	{6018}フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	6 台	図ト-2 P設-2-5
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6039}閉じ込めダンパー {6042}閉じ込めダンパー {6045-2}閉じ込めダンパー	(コントロールモータ) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	各 1 台 1 式	図ト-2 P設-2-2-4 (3)
⑥フィルタユニットの更新	{6014}フィルタユニット (FU-406)	(フィルタユニット) 金属製 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維製、捕集効率 99.97%以上 (DOP 法) (プレフィルタ) ガラス繊維製	2 台	図ト-2 P設-2-2-2 (4)
⑦差圧計の改造	{6048-2}差圧計	(制御盤) 金属製 (配線) 難燃ケーブル	1 台 1 式	図ト-2 P設-2-2-3
⑧フレキシブルダクトの追加・変更	{6025}ダクト	(ダクト) 鋼  (フレキシブルダクト) 金属製、ガラスクロス (難燃性)	1 式	—

表トー 2 P 設 - 2 - 3 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様

許可番号 (日付)		原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応	施設名称	排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー
設備・機器名称 機器名	{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) (構成設備・機器) {6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 排風機 (304-F) {6012} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404) {6023} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) ダクト {6031} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6036-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁 {6040} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) 給気ユニット (203SU) {6047-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) ダクト {6048-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー 本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設 - 2 - 3 - 1 及び図リ一他 - 1 3 (1) に示す。	
変更内容	改造 新規制基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。 ①ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅳ (部屋排気系統) 及び系統Ⅳ (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。 ②防火ダンパーの更新 (仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを更新する。 ・第 1 種管理区域の火災区域境界貫通部 ③ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。	
設置場所	第 2 加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)	
員数	1 式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)	
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表 1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表 1) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表 1) に示す。
	核燃料物質の状態	—

表トー 2 P 設- 2- 3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第1類： 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第2類： フィルタユニット (設備排気用) から排風機までの区間 耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間</p> <p>{6023}ダクト、{6047-3}ダクト、{6031}閉じ込め弁、{6036-3}閉じ込め弁、{6040}閉じ込めダンパー、{6045-3}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図トー 2 P 設- 2- 3- 1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6004}排風機 (304-F)  {6012}フィルタユニット (FU-404)  M6 以上のアンカーボルトで壁に固定する。 {6048-3}差圧計</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046-3}給気ユニット (203SU)</p>
津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線にはシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表トー2P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ファンを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ファンの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表1) に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3] フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第1種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第1種管理区域の火災区域を貫通するダクトには{8045}防火ダンパーを設置する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <p>[12.1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13 (1) に示す。</p>
<p>安全避難通路等</p>		<p>—</p>

表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 {6004}気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F) が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、第1種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>
<p>警報設備等</p>		<p>[18. 1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-3}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-3-3に示す。</p> <p>[18. 2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・部屋排気系統の排風機の起動後に、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止する。</p> <p>給気系統と排気系統の起動停止インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-3-4 (1) に示す。</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。 ○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。 (系統IV (部屋排気系統) の排風機異常時) ・部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。 ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。 (給気系統の給気ユニット異常時) ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の送排風機異常時インターロックに係る系統図を図ト-2 P設-2-3-4 (2) に示す。</p>

表トー2P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>○ダンパー開度異常時インターロック (部屋排気系統の起動時) ・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>給気系統と排気系統のダンパー開度異常時インターロックに係る系統図を図トー2P設-2-3-4(3)に示す。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック ・第2フィルタ室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>給気系統と排気系統の室内負圧異常時インターロックに係る系統図を図トー2P設-2-3-4(4)に示す。</p>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25m)から屋外に放出する。</p> <p>[20.1-F3] 部屋排気系統に{6012}フィルタユニット(FU-404)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上(DOP法)</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>
	<p>遮蔽</p>	<p>—</p>
	<p>換気設備</p>	<p>[23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約1.3×10^4 m³ 気体廃棄設備 No. 1全体の排気能力： 1.3×10^5 m³/時以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23.1-F2] フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	<p>非常用電源設備</p>	<p>—</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>—</p>

表ト-2P設-2-3 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
<p>添付図</p>	<p>図ト-2P設-1、図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-3-1、図ト-2P設-2-3-2、図ト-2P設-2-3-3、図ト-2P設-2-3-4、図リ-他-13</p>